

平成26年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

○日 時 平成26年12月15日(月) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第 8号 塩尻市空き家等の適正管理に関する条例

議案第15号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(建築主体工事)請負契約の変更契約の締結について

議案第16号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(機械設備工事)請負契約の変更契約の締結について

議案第19号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第20号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

○出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	柴田	博	君	委員	塩原	政治	君
委員	中原	輝明	君				
議長	五味	東条	君				

○欠席委員

委員 青柳 充茂 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 青木 隆之 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。時間より少し早いですが、全員おそろいですので、ただいまから12月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会、委員で青柳委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があれば、お願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。お忙しいところ、総務環境委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。申し上げてございますとおり、条例案件ほか議案を申し上げます。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明させます。

○副委員長 おはようございます。本日は、議案12件の審査の後、陳情の審査を行います。市内視察は予定をしております。懇親会は午後6時からレストラン茜里にて行います。5時半に正面玄関にマイクロバスが到着しますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願い申し上げます。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけていただくようお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

○中原輝明委員 これとはちょっと関係ないが、ちょうど議長が来てるもので、お伺いしたいことがある、いい。

○柴田博委員 後からにしたほうがいいんじゃないんですか。

○中原輝明委員 いや、冒頭聞いたほうがいい。これは、議長。いや、許可おりりゃあな。おりりゃあだぞ。おりなきや、後で聞く。

○柴田博委員 後のがいいよ。

○中原輝明委員 じゃあ、後でやるから、いい。

○委員長 それじゃあ、後また、発言の機会設けますのでお願いしたいと思います。

議案第1号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、議案関係資料の1ページをお願いしたいと思います。塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例です。最初に提案理由でございますが、市長の選挙公約に基づきまして開催された塩尻市特別職報酬等審議会から去る11月17日に出されました答申内容に基づきまして、市長及び副市長の給与月額を減額することに伴い、必要な改正をするものであります。

概要ですが、平成27年1月から市長の本任期末であります平成30年9月までの間に支給する市長の給料月額を20%減額し、現行91万4,000円から73万1,200円に、また副市長の給料月額を10%削減し、現行75万6,000円から68万4,000円とするものでございます。この減額措置に伴いまして、市長、副市長合わせまして年間で310万800円が減額になるものであります。

条例の新旧対照表につきましては、次の2ページをごらんください。市長の本任期中の取り扱いに限りまして、附則の改正となっております。附則の第27項で、市長にあっては100分の20、副市長にあっては100分の10に相当する額を減ずるとし、また第28項では、今回の本給の減額については、期末手当の額に反映しないことをうたっております。

1ページに戻っていただきまして、この附則につきましては、平成27年1月分から施行するものであります。ちなみに、今回の改定に伴いまして、市長、副市長の給料ですが、現行市長が19市中8位ですが、それが18位に、副市長の給料、現行8位が15位になるものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

○**柴田博委員** この減額する理由については答申によるということですが、一番初め市長が自分で言い出した、なぜ自分は20%、副市長は10%削減したいというのか、その理由についてお聞かせください。

○**人事課長** 市長の20%につきましては、選挙の折から市長さん、口頭で言われたものでございますし、副市長の10%につきましては、市長当選後にですね、内部で調整させていただきまして10%という額が決定したものでございます。

○**柴田博委員** だから何で、自分の給料を20%下げたいと市長は言っていたのかってことです。

○**人事課長** 申しわけございません、そこまでは伺っておりません。

○**柴田博委員** 何の理由もなしに市長がそう言っているからということで、そのままそれを条例改正するわけですか。

○**人事課長** 根本はですね、五次総へのいろいろな新しい取り組みへの財源措置として、今回人件費の削減等、市長うたっておりますけれども、その一環で自分の身を削る思いで20%削減ということ述べたということで承知しております。以上です。

○**柴田博委員** そういうことであれば、期末手当のほうにも反映させるようにしたほうがいいんじゃないんですか。

○**人事課長** 今までのですね、こういった関係のものについては、期末手当まで反映せず本給だけの減額でやってきた経過もございますし、今回も特に市長の給料の20%削減ということであっておりますので、特に期末手当、そこまできますといろいろなところに反映してくるものですから、そこまでは反映せずに本給だけの改定ということでさせていただきました。

○**柴田博委員** いいです。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号について御説明をさせていただきます。議案関係資料の3ページをごらんください。提案の理由ですけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成27年1月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものであります。

改正の概要ですけれども、出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に改めるものなどでございます。

条例の新旧対照表につきましては、次の4ページをごらんいただきたいと思います。第7条の中に支給額ございますけれども、これを39万円から40万4,000円に改めます。また、引用しております第36条という記述を36条ただし書というふうに変更するものでございます。また、第9条につきましては、引用しております条文が繰り上げにより変わっておりますので、それを改めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、4の条例の施行等でございますけれども、こちらは政令の施行にあわせまして、平成27年1月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。ありませんか。

○森川雄三委員 政令、法令が変わるわけなんだが、これはあれかね、国の支出というものはあるわけ。

○市民課長 国からの補助等はございません。

○森川雄三委員 ないかい。

○市民課長 はい。

○森川雄三委員 ここねえ、苦しい中で国から少しは出るかと思ったが、出なきゃしょうがないね。これは関係ないか、国保税とは。関係してくるわけだよ、国民健康保険税の場面と。

○市民課長 支給額につきましては、39万円から40万4,000円に引き上げられますけれども、4ページのほうの条例の7条のただし書の中にございます、規則で定めるところにより3万円を超えない範囲以内で加算

するということがありまして、この3万円を超えない範囲以内で加算しているのが、現在3万円を加算しております。総額では42万円を給付しております。この加算してる分につきましては、産科医療の補償制度の掛金ということで加算しておりますけれども、こちらが来年の1月1日から現在の3万円が1万6,000円に引き下げられるということになります。ということで足して支給しております42万円という金額は、1月からも変わらないということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。いわゆる保険料というか、掛金が下がったっていう理解ですか。

○市民課長 国民健康保険税ではございませんけれども、出産にかかります産科医療補償制度の掛金が引き下がるということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○山口恵子委員 その産科医療補償金の関係なんですけれども、生まれてきたお子さんの補償をするという保険金だと思うんですけど、実際にその運用というか、活用状況とかは、おわかりになりますか。必要とされるお子さんが、状況。

○市民課長 この補償制度の掛金につきましては社会保障審議会の中で審議されておまして、当初、この制度ができた当時はですね、年間で800人程度を見込んで掛金が想定されたようでございますけれども、本年の見直しの中では、それが700人程度ということで実績があるということで、掛金のほうが下がってきたということで承知しております。以上です。

○山口恵子委員 それと、もう1点ですが、出産育児一時金の支払い方法についてお聞きしたいと思います。退院した後に手続きをして全額をいただくのか、また、退院のときに手続きをすれば一時金として受け取ることもできると思うんですけど、その辺、利用状況はどんなぐあいでしょうか。

○市民課長 その辺は、係長から説明させていただきます。

○国保年金係長 支払いに関しましては、直接払い制度を御利用いただく方がほぼ9割以上を占めておまして、実際支払い後に支払いをされる方がほんの1割に満たない件数になっております。利用状況におきましては、26年度4月からこの12月まで36件支給がございます。うち、私の把握しているところで2件程度、程度ということで申しわけございませんが、償還払いと言いまして窓口で払った後に、こちらへ直接支給の申請をいただいている方、ほかの方につきましては直接払いということで医療機関のほうに支払いをしております。

○山口恵子委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 議案関係資料の5ページをお願いします。塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、ことしの人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与改定並びに常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行うことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

条例の説明に入ります前に、今回の人事院勧告について少しお時間をいただきまして最初に概要を説明させていただきます。本年8月7日、人事院は国会及び内閣に対し給与勧告を行いました。春季賃金改定交渉における民間賃金の伸びや昨年来の企業業績の回復を背景としたボーナスの好調な支給状況を反映し、月額給及びボーナスともに民間が公務員を上回ったことから俸給表の水準の引き上げ及びボーナスの支給月数の引き上げを勧告しました。あわせて来年度に実施予定の給与制度の総合的見直しを勧告、報告しております。人事院の調査では、官民の給料を比較した結果、民間企業の賃上げ状況を反映して、公務員給与が民間給与を1,090円、0.27%下回っておりました。一方ボーナスについても、直近1年間の賞与の支給割合を比較した結果、業績回復を背景とした民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間の支給割合は4.12カ月と公務員の年間支給月数3.95カ月を上回っておりました。これらの状況を踏まえまして、本年は月額給を0.27%、ボーナスのうち勤勉手当を0.15カ月引き上げる勧告となったものでございます。なお、引き上げの勧告は月額給、ボーナスともに平成19年以来7年ぶりとなります。具体的な内容につきましては、今回の人勧は本年分と来年分の2段階の改定になります。このうち来年4月からに予定しております給与制度の総合的な見直し、地域手当の見直し等の改定分につきましては、次の3月定例会でもう一度提案と御審議をいただく予定でありますので、今回は本年分について御説明をさせていただきます。

まず、概要の(1)になりますが、ことしの官民格差は、給与制度の総合的な見直しにおいて、各種手当の改定を行うことも考慮して、全て俸給月額を引き上げに充てることとし、行政職の俸給表平均で0.3%の引き上げ改定となりました。初任給につきましては、民間の初任給との間に相当の差が生じていることを踏まえまして、それぞれ2,000円引き上げ、若年層に重点を置いて広い範囲の号俸について改定を行う一方で、民間給料を上回る給与水準にある50歳代後半層の職員の在職実態等を踏まえ、3級以上の高位号俸、うちでは主任以上ということになりますが、につきましては、引き上げ率を低く抑えております。また、再任用職員の俸給月額についてもこの取り扱いに準じて据え置いております。

続きまして、概要の(2)になりますが、諸手当では通勤手当について、現行の手当額が民間事業所における支給額を平均で10%以上下回っていることから、使用区分の距離に応じまして100円から7,100円までの幅で引き上げ改定を行っております。この俸給表、通勤手当、初任給、調整手当等の改定は、本年4月にさかのぼって支給します。

続きまして、概要の(3)のAの部分ですが、特別給、ボーナスにつきましては、民間事業所における成績反映部分の割合を考慮して、引き上げ分を勤勉手当の改定に充てています。勤勉手当の改定については、本年6月期の手当については既に支給済みでありますので、本年については12月期の勤勉手当を0.15カ月引き上げ、部長で現行の0.875カ月から1.025カ月に、また課長以下で現行0.675カ月から0.825カ月となります。したがって、6月期を加えた年間の勤勉手当は、部長で1.75カ月から1.9カ月に、課長以下で、そこに書いてあります1.35カ月から1.5カ月となります。また、来年以降につきましては、6月期、12月期の勤勉手当がそれぞれ同じ割合となるよう、部長で0.95カ月、課長以下で0.75カ月ずつとしています。なお、本年6月期の特別給につきましても、支給月数は変わらないものの俸給月額が上がりますので、その差額は支給されるものでございます。これらの改定が行われますと、年収で平均7万9,000円程度の引き上げとなることが試算されています。また、(3)のイの部分ですが、今回人事院勧告に伴い、一般職の給与改定が行われることに準じて、特別職の給与改定も行われ、それに伴って、市長、副市長、教育長、議会議員の期末手当を、本年は12月期の期末手当を一般職と同率の0.15カ月引き上げ、現行の1.55カ月から1.70カ月となり、6月期を加えた年間では、そこに書いてありますように2.95カ月から3.10カ月となります。

次の6ページでは、今御説明しました一般職の勤勉手当及び一番下ですが、常勤の特別職と議会議員の期末手当の新旧の支給割合を比較しております。一番上の1が一般職の課長以下の職員の分でございます。2が一般職の部長級職員です。3と4が再任用職員となります。

次の7ページからの新旧対照表をお願いします。最初に通勤手当ですが、18条の第2号、イの片道5キロから10キロまでが100円上がることから、段階的に割増がふえまして、一番最後のスの片道60キロ以上、次の8ページですけれども、が最高で7,100円上がるものでございます。8ページ下の31条の勤勉手当につきましては、先ほど御説明しました本年12月期の勤勉手当の引き上げ分でございます。以下も同じ勤勉期末手当の関係ですが、それぞれ条例が異なりますので別々の扱いとなります。11ページの第2条関係は、来年度27年度の勤勉手当の割合であり、6ページの一番上の段の右側、6月期と12月期、それぞれ0.75カ月となるものでございます。続きまして13ページの第3条関係は、常勤の特別職の本年12月期の期末手当の引き上げ分ですし、次の14ページの第4条関係は、常勤特別職の来年度、27年度の期末手当の割合となります。数字につきましては、戻っていただきまして6ページの表で一括追っていただくとわかりやすいと思います。最後に、同様に15ページの第5条関係は、議会議員の本年12月期の期末手当の引き上げ分、また、最後の16ページの第6条関係につきましては、議会議員の来年度、27年度の期末手当の割合となっております。

5ページに戻っていただきまして、4の条例の施行日ですが、給料及び通勤手当につきましては、本年4月にさかのぼり適用し、また、勤勉手当につきましては、本年度分はこの12月期分に適用、また27年度以降分については、27年4月からの施行となります。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

○柴田博委員 通勤手当のところですけども、随分細かく遠距離のほうまで決められているんですけども、実際には一番遠い方で、どれくらいの方がいらっしゃるんですか。

○人事課長 私の記憶では、済みません、北は穂高、東は茅野あたりまではいると思います。

○柴田博委員 何キロくらい。

○人事課長 ですから、大町まで50キロですので、実際には30キロくらいだと思います。済みません、細かいところまでちょっと調べてなくて申しわけございません。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第4号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、議案関係資料の17ページをごらんください。提案理由ですが、人口減少等の地域の実情を踏まえ、現状に即した消防団員の定員とするため、必要な改正をするものであります。

概要につきましては、消防団員の定員を900人から870人に改めるものなどです。この定員の削減につきましては、消防団7分団のうち、とりわけ定員の維持が難しい檜川分団について見直すことによるもので、条例の改正にあわせまして消防団規則の檜川分団の定員を150人から120人に改めるものです。なお、この条例は、平成27年4月2日から施行するものであります。

次のページの新旧対照表をごらんください。第2条の団員の定数を現行の900人から870人に改めるものです。また、第4条第2号中の禁錮という用語を整理するものです。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。

4月2日っていうのには、どんな意味がありますか。

○消防防災課長 消防団の任期の区切りがですね、本市の場合は4月2日から4月1日までということになっておりまして、新入団員を迎えて発足いたします新体制にあわせまして、4月2日から施行するというものであります。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 ほかの分団でもですね、こういうような状況が実際はあると思うんですね。特に幽霊団員とか、そういう名称はあんまりよかないと思うんですが、実際はそういうような話を団員の皆さんからいろいろ聞

いてるわけでございますけれども、今後の考え方とですね、このたっぺで進んでいくと、要は若い世代の人が消防団員にならないと、入らないという現象が続いていくと思うんですが、そこら辺はどういうふうに対策を考えているのか、そんなようなことをちょっと聞かせてください。

○消防防災課長 なかなか各分団での新入団員の確保というのは、大変年々適齢人口って言いますかね、減ってる中で厳しいものがあります。何とかほかの分団はですね、定員の維持はかろうじてできてる状況ではあります。消防団の中でも見直し検討委員会というのがありまして、そういった団員の確保については、いろいろな御苦勞を願ったりということしております。特にですね、維持が難しいので減らしてほしいという申し出があって、消防団の中で検討してきたのは、この最近では檜川分団だけです。ほかのところについては、何とか団員の定員の維持についてはできると。あとにつきましてはですね、入れた新入団員が活動に積極的に出て来られるようなような待遇の面ですね、今、消防団応援事業というようなのをやったり、各機種、それとか訓練の内容についても年間あまり多くなならない程度とか、いろいろそういった内容の面で見直しを今図ってきて、入れた消防団員が、そういういわゆる幽霊って言いますかね、名目だけの団員にならないようにという、そういう努力は各分団と本団のほうでもしているというところでありまして。以上です。

○副委員長 話を聞くとですね、本人のどこへ勧誘に行ってもですね、本人に会わせてもらえなくて、ほとんど両親とか親の段階ですね、うちの息子は難しいわねとか、そこら辺が現実だっということを知っているわけでございますが、これからはやっぱりそういうこともですね、十分に配慮してやっていかないと、要は地域のコミュニティの維持だとか、いろいろの安全・安心の目線での維持っていう部分ですね、やっぱり課題になっていくと思いますので、ぜひうまく対応をお願いしたいと思います。

○柴田博委員 定員の維持が難しいからという理由なんですけど、逆に必要な団員数という点からみて30人減らしても問題ないということなのか、それともまだ檜川村と合併以来何度か減らしていると思うんですけど、まだ多過ぎるんでこれからももっと減らしていく方向にあるのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○消防防災課長 合併時には檜川分団190人で発足したとごさいます。次22年、これは消防団全体の見直しを図ったところのごさいます。今回が檜川分団については3回目ということでございまして、檜川分団の中でどのくらいの人数かっていうことを御検討いただいた中で、こういった人数になってきたとごさいます。ですので、とりあえず今回の見直しをしてやっていくということで、今後減らすかどうかというの、この団員の中で活動してみて、今後どういった形になっていくかっていうのは、また再度検討されるかどうかというの、また消防団の分団の中で検討するかと思います。

○山口恵子委員 報酬についてお聞きします。国で示された報酬よりも塩尻市の場合、報酬の金額がかなり低いと思いますが、団員の人数との関係で市の報酬が決まっているというふうにお聞きしていますが、今回、市の団員全体の人数が減りましたので、その関係で報酬のほうも変更があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○消防防災課長 今回の団員の減員に伴う報酬の見直しというのは、今回は考えておりません。

○委員長 いいですか。そのほか。

○森川雄三委員 檜川のほうから要請があつてね、減にしたということだそうなんですけども、先ほども団員確保の課題というお話がありましたけれども、確かどこの地区も団員を集めるのは大変かなと思います。ただですね、若いときに消防団に入らないと、これが例えば30、40、うろうろしたら50近くになってから団員になって

ちようだいって言ってもね、これはもう不可能ですよ。ですから、参加というか、出席が悪くてもですね、ある程度団員として面倒を見てやるというか、そういった消防団の方針というようなものはある程度出していかないと、今後消防団員を確保していくに大変厳しい状況がさらに生まれてくるような気がいたしますが、そこら辺はどうです。各分団でどんなようなお考えを持っておられるか、ただ、今現在も人がいないから、断られるから、団員はこれ以上しょうがないなと考えておられるのか、そこら辺はいかがですか。全部把握されてなきゃいいんですけどもね。

○消防防災課長 そうですね、やはり顔の見える中で勧誘をしているというような状況がありまして、新入団員の候補にリストアップしていくということの中で、なかなかそういった名前だけしかわからなくて、どういう人物かわかんないような場合は、いきなり勧誘に行っても断られたりというようなことがあったりします。ですので、やはり地域の中でですね、分団によれば各区長さんを通じてそういったお願いをしたりとか、そういうところもありますし、各分団いろいろ工夫をして、御苦勞それぞれされているというようなことは聞いております。以上です。

○森川雄三委員 それぞれね、御苦勞されてるとは思いますけれども、やはり自分の地域はね、自分たちで守るんだっていうような基本姿勢ってものをね、どうやって植えつけていっていかってということがまず基本じゃないかと思うんだよね。そうなってくると、やはり若い人たちにもそこら辺を行政から伝えていくのか、消防から伝えるかは、これはどっちでもいいんですけども、そういった一つの動きっていうものをね、私はやっぱりするべきじゃないかと思うし、若い人はやっぱりすぐ消防へ参加しろって言ってもね、これ難しい場面もあるんですよ、たしかね。だから、そこら辺も含めて今後お考えをいただきたいなあと、こんなふうに思いますので、よろしくひとつお願いします。要望としておきます。

○委員長 ほかにございますか。ないですか。

ないようですので、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、議案関係資料の19ページになりますが、ごらんください。提案理由ですが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成対策推進法等の一部を改正する法律の公布によりまし

て、児童扶養手当法の一部が平成26年4月23日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものであります。

概要につきましては、児童扶養手当に係る損害補償の規定につきまして、条例中に引用しております条項を改めるものであります。この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

次のページの新旧対照表をごらんください。この第5条7項は、児童扶養手当などの手当と消防団員等に係る遺族補償などの損害補償が二重給付とならないように調整することについて定めた条文であります。児童扶養手当法が改正されたことによりまして、次の21ページの第1号及び第2号に引用しております法律の条項にずれが生じたので、これを改めるものであります。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第6号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第6号塩尻市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案関係資料22ページをお願いいたします。議案第6号塩尻市組織条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございます。第五次塩尻市総合計画の基本戦略を効果的に推進するとともにですね、将来を見据えた自治体経営を行うために、組織機構を再編することに伴いまして、必要な改正をするというものでございます。

概要でございます。市長の権限に属する事務、分掌いたします内部組織につきまして、5部5事業部から4部5事業部とするものでございます。それから生涯学習部をこども教育部に統合をいたします。そして、協働企画部を企画政策部に、市民環境事業部を市民生活事業部に、福祉事業部を健康福祉事業部に、経済事業部を産業振興事業部に改称いたしまして、分掌事務を再編するというものでございまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

それでは、次のページ、新旧対照表で御説明をさせていただきます。右側が現行でございます。第2条の組織、このアンダーラインの部分でございます。第2号の協働企画部から第5号経済事業部まで、これを左側の改正後の第2号から第5号の事業部に名称を改めます。それから、右側現行の第9号生涯学習部、これをこども教育部に統合をするというものでございます。

続きまして第3条の分掌事務でございます。右側現行の第1号総務部のうちエの秘書及び渉外に関すること。

それから、おめくりをいただきまして、オの広報、広聴及び国際交流に関すること。それからキの予算その他財務に関すること、それからクのうち市有財産に関すること。これをですね、左側の改正後、次の企画政策部のキ、ク、ケ、コ、こちらのほうに移管をいたします。そして、1つ上になりますが、新たにオとしまして、企画政策部に市の魅力の向上に関すること、これを分掌するというところでございまして、これによりまして、シティプロモーション、市の売り込み、移住、定住の具体化を図るということにするものでございます。

それから右側、現行協働企画部のキ、支所及び地域課題の調整に関すること。それから、クの協働のまちづくりに関すること。これをですね、左側の改正後、第3号の市民生活事業部のキ、ク、こちらのほうに移管をいたしまして、市民が主役のまちづくり、機能的に対応できるように組織したものでございますし、その下、新たにケとしまして、交通安全及び輸送対策に関すること。これを、現行の建設事業部からこちらへ移管するというものでございます。

それから、右側の現行、第3号市民環境事業部のカでございます。健康の増進及び保健衛生に関すること。これをですね、左側の改正後、第4号の健康福祉事業部のキのほうに移管をいたしまして、福祉、長寿、健康づくり、体力づくり、これを一体的に推進していくという事業部にするものでございます。

それからその下、第5号経済事業部を産業振興事業部に改めまして、アといたしまして、農業、林業、商業、工業及び観光の総合調整に関することを分掌いたしまして、産業部分全般を統括する組織とするものでございます。

それから、おめくりいただきまして26ページの右側現行、第6号建設事業部のエでございます。交通安全及び輸送対策に関すること。これを先ほど申しましたとおり、市民生活事業部へ移管したというものでございます。

それから、次のページになります。右側現行、第9号生涯学習部のアからキまででございます。こちらをこども教育部と統合することとするものでございますが、1点だけウの文化財保護に関することとございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がございまして、文化財の保護につきましては教育委員会の職務権限となっております。市長の権限とはならないというものでございます。効力のない規定ということでございますので削除をいたしまして、規定の整備をするというものでございます。説明については以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。

○柴田博委員 こども教育部と生涯学習部を統合するということなんですけれども、その理由をもうちょっとわかりやすく説明していただきたいのと、それから、議員全員協議会のときに配られた、この組織再編についての資料の中で、組織再編に関する方針というのでアからオまで5点書かれているんですけども、生涯学習部とこども教育部の統合というのは、この5点の中のどれに当たって、どういう考え方なのか、その辺を含めて説明をお願いします。

○企画課長 生涯学習部とこども教育部のお話でございます。これにつきましては、本会議のほうでも御答弁させていただきました。そのとおりなんでございまして、わかりやすく、ちょっと大変難しいわけでございますけれども、基本的にはですね、庁内議論、さまざまな議論の中を経まして、切れ目のない教育、子育て支援をですね、郷土文化ですとか高齢者の知恵等も含めましてですね、生涯学習含めまして地域全体で一体的に推進するという議論の中で、こども教育部に統合するというところでございます。組織再編の考え方の方針でございますけれ

ども5点ございました。この中の1つにはですね、今申しました子育て、教育の包括的な推進というものは、基本的な方向に入れておりますし、超高齢社会への対応の中ですね、地域一体となって長寿含めて、高齢者の知恵を含めてですね、教育に活躍していただく、そういうことも含めて超高齢化社会への対応というものもでございます。もう一方では、行政経営の視点というのも出てまいりますので、そういった方針の中で組織見直しをしたということでございます。

○柴田博委員 それとですね、同じ全協のときの資料の中で、市民交流センターについては、機能融合のモデルケースとして大きな相乗的効果を発揮してるって言われてるんですけど、これは具体的にはどういうことを指すわけですか。

○企画課長 各分野の中ですね、それが1つの組織として機能してる。これは、組織運営のモデルケースとありますけれども、今ですね、各地域から市民交流センターのほうに視察に来ます。こういった組織のあり方というものがですね、機能してるケースとして外からも評価を得ておりますし、市民の利用の中でもですね、そういう機能融合した組織として独立しているということで、それを評価してですね、この機能を保持したままとしたいということで、現状としたものでございます。

○柴田博委員 説明をしていただきましたが、ちょっとよく理解できないんですけど、今、市民交流センターっていうのは、交流支援課と子育て支援センターと図書館と3つの部門があるわけですが、この3つの部門が融合的に力を発揮していい方向に向かっているという、そういう意味合いのことを言いたいんでしょうか。

○企画課長 そういうことでございます。

○柴田博委員 もうちょっと具体的にですね、例えば交流支援課でやるいろいろな事業でありますとか、企画なんかと子育て支援センターのかかわり、図書館のかかわり等、その辺具体的にどういうふうに効果が上がっているのか、もうちょっと具体的に説明してください。

○企画課長 現状の中ですね、市民交流センターのコンセプトというのが、知恵の交流を通じた人づくり。あらゆる知恵を持ち寄ってですね、新しい価値をつくっていくということが、コンセプトがございます。そういった中で、市民活動、公益団体含めてですね、そういう人たちが集まって人材育成含めてやっている。その中でですね、図書館の機能もそこにあって、知の交流ということで機能いたしますし、そういう交流の中ではですね、子育て世代の子育て支援の機能もあわせ持って、その知の交流といったものが機能しているということだと思えます。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○山口恵子委員 企画政策部の中にシティプロモーション係というのが新しく今回できましたけれど、本会議での答弁などをお聞きしていても、定住促進ですとか、空き家の管理など含めて、全てシティプロモーションにかかわるような内容だと思いますが、その辺のことを全部この係で行っていくということではよろしいのかどうか、お聞きします。

○企画課長 シティプロモーション、移住、定住含めてですね、空き家対策もあります。塩尻市をしっかりと売り込んでいく、その手段はですね、各部局にまたがっている方策を総合的にやっていかなければ、選ばれる地域というわけにはいかないわけでございますので、一応全体をですね、束ねる機能をこの企画政策部の中に置きまして機能させます。それを各担当課のほうで執行していく部門もありますので、それ全体を束ねるようなもので

あるというふうに思います。しかしながら、今言いました移住、定住に絡めた、例えば空き家の対策をどうするかとかいうところはですね、今後事務処理、どう分掌するかという規則の中で決めていくことになります。基本的には全体を包括をする、そういう事務局機能を持つところになってくるといふふうに御理解いただきたいと思っています。

○山口恵子委員 もう1点、市民生活事業部の中に地域振興に関する部署が新しくふえまして、今後ですね、協働のまちづくり事業などをここで中心に展開していくのかなというふうに思いますが、今後のこの体制の方針というか、状況、どのようにこういった事業を見込んでいるのか、こういった効果を望んでいるのか、その辺、お聞きします。

○企画課長 今回はですね、市民目線で機能する、そういうことで地域づくり課を設置しました。地域諸機能も含めてですね、地域政策を強化するというところでございます。したがって、今回の地域づくり課として新設をしたことによってですね、支所のあり方というものが、かつて支所のあり方検討会、組織されて議論されてきました。それで、実行されてないところもありますので、支所機能の充実というところはですね、今後具体的に進めていく、そういう機能も所管になっていくことになると思います。

○山口恵子委員 そうしますと、各地区、地域ごと、地区ごとに独自の状況とかいろいろあるわけで、課題も違いますので、その課題に対しての予算づけですとか、そういった事業も支所ごとに自由というか、今まで以上に期待ができるという見方でいいでしょうか。

○企画課長 支所機能の充実という中でですね、地域がみずからその課題を優先順位をつけて取り組む、そういったようなこともこれから必要になってきます。そうしますと、こういった予算執行のやり方がよろしいのかという議論も当然出て来ると思いますので、交付金化とかですね、そういうことも含めて、今後どうやったら支所機能、地域政策がうまくいくかということを議論していきたいというふうに思います。

○委員長 いいですか。ほかに。

○森川雄三委員 生涯学習部なくしてね、そして子ども課に入れるというわけだが、先ほどの文化財保護に関することは教育委員会の所管だで、ここから除いたというようなお話なんだが、文化財保護自身は、たしかそれは教育委員会なのかもしれないけれども、それに関係するですね、例えば文化財の掘り起こしとかね、振興だとか、そういった場面に関しては、教育委員会が行うわけ。

○企画課長 文化に関することは市長部局でも行えます。ただ文化財保護ということについては、法律の中で市長部局への権限とはできないということにされておりますので、教育委員会部局では文化財の保護に関することをやります。関連した業務があるかと思いますが、そちらのほうも教育委員会ということになると思います。

○森川雄三委員 文化財もね、いわゆる地域にとってはブランドであり、観光の資源の1つだと考えるわけですね、保護自身は、それは教育委員会でいいけれども、今度は子ども教育部へ移って文化財の振興ということに関しては、課なり、係なり、そこら辺はどういうように考えておられる。

○企画課長 係としては、これから組織規則詰めていくわけですが、一応係としては社会教育係という中で機能していく予定でございます。

○森川雄三委員 今までね、文化財振興係というのが、たしかあったような気がするが、それをなくしたわけだよ。そこら辺がですね、私はブランドも含めた、観光も含めた、そういう縦割りからね、横のつながりという

ようなものが、その係があったおかげにあったんじゃないかと、そんなように思うわけなんです。そこら辺が、保護はもう向こうだ、振興はこっちだというような、しっかりとした分け方じゃなくしてですね、やっぱりある程度そこには横のつながりがあるような1つの振興策の係なりをしっかりと残してですね、そのつながりを持っていただきたいなあと、こんなふうに思いますので、ぜひ係なりね、課とは言わなくても復活させていただきたいなあと、こんなふうをお願いをしておきます。以上です。

○副委員長 ちょっと2点ばかり教えていただきたいと思うんですが、今回大規模な組織機構の見直しになるわけですので、多分なれ親しんで、市民の皆さんには大分なれ親しんだ部署や名称もあるわけですが、ここら辺のですね、市民の皆さんへの徹底方法をちょっとお聞きしたいのと、もう1つはですね、やっぱり子ども教育部と生涯学習部を、2つの部を子ども教育部の中へ1つにしてしまうというようなことの中で、本会議の中でもですね、議員さんのほうから質問があったわけですが、そのときに協働企画部長はですね、いろいろな名称を検討した中で最終的にこの名称にしたということでございましたけれども、どんな名称が出て、どういう理由でこんなふうになったのか、そこら辺を教えていただきたいんですけど。

○企画課長 2点いただきましたけれど、1点目のですね、徹底の仕方、これ大変重要だと思います。これについてはですね、例年の改正の中では、広報しおじりでですね、組織が変わりましたということもやっています。今回についても広報しおじり、これ当然ですし、各担当課でですね、今後いろんな関係者の皆さんとの集まりもあるかと思うので、そういった場でしっかりと御説明をし、組織が変わりますという説明もしていきたいというふうに思っております。

それから、生涯学習部と子ども教育部の統合した際の名称の検討ということでございますけれども、ずっと長い間ですね、この議論は庁内でやってきました。いろんな案が提案されてきましたけれども、狙上に上がってですね、議論されてきたのが、経過いろいろたどりますといろいろありますけれども、狙上に上がりましたのは、教育部とかですね、子ども教育文化部、こういったものが議論の狙上に上がってきて現在に至ったということでございます。

○副委員長 生涯学習とかスポーツの部分は、何かこの中ということですが、この中には表現されていないような気がするんですが、それはその協議の中で十分検討してこういう形になったということによろしいですか。

○企画課長 はい、そういうことでございます。機能的には、生涯学習スポーツ課ということでですね、直接関係する皆さん、課のところへ目指して行かれますので、生涯学習スポーツ課としてですね、機能していくということで御理解をいただきたいと思います。

○副委員長 最後になりますけれどもですね、今回の組織の見直しは、第五次総合計画の実施に向けてのあれで、それに沿って計画をして変更をしていくんだということでございます。私どももですね、この組織の関係をみるとしょっちゅう変わってるんですよ、名称が。せっかくなれてきたと思うと、また違う名称にしてみたりするわけですので、今回、この名称はですね、やっぱりしっかりと検討してあると思いますので、そんなに気楽にですね、変えないように、ここで決まったら。そういうような目線で、というのは1回決まったものという意味です。小さなところはいいにしても、あまり主要な屋台骨をがらがらぐらぐらいびらないように私はしたほうがいいんじゃないかと、こんなふうに思います。少しは我慢していただいて、というような気がするんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○企画課長 確かにですね、ちよくちよくってということがよろしいのか、名称はこれまで変えさせていただきました。それは庁内ですね、組織見直し、毎年毎年必要などところを見直していくということですね、議論をしてやってきたという経過で変わったということでございます。ただ副委員長さんおっしゃられるとおり、ある程度組織の安定性ですとか、継続性というような視点もですね、必要だと思いますので、そういったことも配慮をする必要があるというふうに思っております。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

○柴田博委員 私は、この条例改正には反対です。先ほど説明いろいろありましたけれども、こども教育部に生涯学習部を統合するということについての説明にしても、それから市民交流センターのほうの説明にしてもですね、それぞれ今のまんまでやったとしてもできることだというふうに思います。これからどんどんと高齢者がふえて、そういう高齢者も含めた、現役世代も含め、生涯学習の果たす役割っていうのは非常に大きなものがあって、それを子供の教育の中で一緒にやっていきたいという思いはわかりますが、それは別々の部であってもできることだというふうに思います。今まで2つの部でやってきたことを1つにして、1人の部長で見るっていうのは非常に受け持ち範囲が大き過ぎるということにもなりますし、そういう意味から言ってですね、生涯学習部は、私はそのまんま残すべきだというふうに思います。どうしても部を減らしたいというのなら、市民交流センターをやはり1つの建物の中には入ってますけれども、機能はそれぞれ違うわけですので、それぞれもとの所管にですね、戻す。例えば、図書館は生涯学習部に戻し、子育て支援センターはこども教育部に戻すというような形でですね、それからもう1つの支援課についてもですね、生涯学習の中でやるってことは十分可能なことだというふうに思いますので、改めてのその辺については再度検討していただいて、組織再編を行っていただきたいという意味から、今回の条例改正には反対です。

○委員長 ほかに。賛成の方はいいですか。ありませんか。

それでは、反対の意見がございましたので、議案第6号塩尻市組織条例の一部を改正する条例につきまして、採決をしたいと思いますが、挙手にて行います。議案第6号塩尻市組織条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手を願います。

〔「挙手多数」〕

○委員長 はい、ありがとうございます。挙手多数です。よって議案第6号塩尻市組織条例の一部を改正する条例は可決すべきものと決しました。

それでは、ただいまから10分間休憩をしたいと思います。

午前11時08分 休憩

午前11時17分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○中原輝明委員 先ほどの休み時間の、これに関連あるでちょっと俺に言わせてくんね。

議長にちょっとお伺いしたいですが、ちょうど御出席してるで。このかつて12月13日の信毎の記事に政務活動費云々意見交換である。元の武居市会議員だった人が中心になって十数人集めてやったって出てるんだが、この中に、意見交換の中で、その経過を全てを知ってて説明したように受けとめられるんだが、俺は、これ想像するに、かつての、俺が個人的に思うことだが、武居君は市長のブレインであったってことを俺は聞いている。にもかかわらず、このような経過を知ってるっていうことに対しては、市長が話したのか、あるいは市長と話ができてくるのか、それとも、そうじゃないとすれば議長が話したのか、いいかい、それとも議員の誰かがそれぞれ話を、経過を全部してあったのか、この辺が議員としての、俺は三十有余年ちょっとやってるんだけど、当初、私も入った時分は何でもしゃべりゃいいってもんじゃなかっただ。いいこと悪いことの判断できる議員になってやっていかないと守秘義務もあるだ、議員の中にも。その辺について議長は簡単に、この記事を見て静かにしてるの。何か物を言いたい。それは違うか、違わないか、はっきり言ってよ。

○議長 私はそのような相談を受けたこともありませんし、説明だとか、そういったこともありませんし、武居元議員と話したこともございません。したがって、そういうお話があったことは、何も私は承知しておりません。

○中原輝明委員 じゃあ、もう一度議長に聞くんだけど、そのようなありませんだけでは済まなくて、これに対して何か自分の思い当たる節があるかないか。あるいは、今後どうしていくか、こういう問題に対して。簡単にそのような経過を説明するって、武居君が説明する段階って、経過がしっかり出てるわけだ。議員のなかでやった経過が。それをまともに私は受け取れるんだがさ、そういうことをどう思う、議長は。

○議長 私も記事を読みまして、要するに何か議長と話してですね、やったようにとれるような記事もあるわけなんです。私はそれに対しては心外しております。別に話したこともありませんし、例えば、あの中に何たっけな。議長の何とかつてのお話でありましたんですが、何て書いてあったかな。だで、話したこともありませんし。それで、この記事をちょっと読みますとですね、これまでの市側や議長の説明では理由がよくわからないというようなことを書いてありますが、私は武居さんに説明した覚えもありませんし、そういうようなことはいかにも何か新聞記事ですね、私と話したように書いてあることに対しては心外です。

議案第7号 塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例

○委員長 それでは、戻りまして、議案第7号塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 議案関係資料の28ページをお願いします。塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例です。提案理由でございますが、塩尻市特別職報酬等審議会の答申内容を尊重するとともに、全国の類似都市の状況等を参考として、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を見直し、また、透明性の確保等の課題があることから、政務活動費を廃止することに伴いまして、必要な改正などをするものであります。

続きまして、概要の1つ目ですが、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正するものでありまして、議員報酬の月額を議長が現行の45万2,000円から48万8,000円に、副議長が37万7,000円から42万5,000円に、議員が35万4,000円から40万2,000円に改定するものであります。概要の2つ目ですが、現行の政務活動費を廃止することに伴いまして、塩尻市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止するものであります。この改正に伴いまして、報酬月額では、現在19市中、議長が11位、副議

長が11位、また議員は8位となっておりますが、この改定に伴いまして、その全てが同じく県内では5位になるものでございます。ちなみに1位から4位は、全て1位が長野市、2位が松本市、3位が上田市、4位が飯田市、それに次ぐものでございます。また、政務活動費ですが、現在の年額9万円は安曇野市と同額で、19市中16位ですが、今回廃止しますと県内では駒ヶ根市が交付しておりませんので、2市が交付なしということになります。

条例の新旧対照表につきましては右側の29ページになりますが、第2条で議長、副議長、議員、それぞれの報酬月額を引き上げ改定するものでございます。

戻っていただきまして、28ページの一番下になりますが、条例の施行につきましては、次の市議会議員の任期が始まります平成27年4月30日からとなっております。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

○柴田博委員 議員の報酬を増額したいということですが、その増額する理由を一言で言ってください。

○人事課長 今回、本会議でも申しましたが、5万から10万都市の全国平均が、定数22人で38万2,800円という数字がございまして、これに伴いまして、定数を減らした中で少数精鋭でより活発な議会活動をしていただくという、僭越ですけども期待を込めまして、報酬のほうを上げさせていただいたという経緯でございまして、以上です。

○柴田博委員 議員定数を減らす、その見返りとして報酬を上げたいという、そういうことですか。

○人事課長 見返りと言いますか、これは議会とうちの市長との間で検討した結果、議員数を減らしていただくなら報酬の増額も適切じゃないかという話し合いの中で決まった金額だと思います。

○柴田博委員 今、答弁の中で議会と、と言いましたけれど、議会全部じゃありませんよ。議会ほんの一部の人と、そういう裏取りみたいなことをやったという、そういうことですね。

○人事課長 済みません、言葉が足りずに申しわけございません。議会の皆さんの中で議員定数削減、議員報酬増額に賛成していただいた議員の方々でございまして。

○柴田博委員 それと当然調べてると思うんですが、全国のほかの自治体の中で、議員定数を減らすのと同じ時期に報酬をふやしたというところがあれば、どこがどれくらい減らしてどれくらいふやしたのか教えてください。

○人事課長 全国について私どものほう調べてみたんですけども、私どもの情報の中では、これを一緒にセットでやっているという事例は今のところ見つけてございません。塩尻市が先駆的な取り組みだと思います。以上です。

○柴田博委員 先駆的ね。じゃあ、なぜ先駆的なことを全国真っ先にやろうとしているのか、その意味が私はわからないんですが、それをもうちょっと説明してください。

○人事課長 これは市長の選挙のときにさかのぼりますけれども、議員定数並びに議員報酬の見直しという中で、より活性化のある議会を期待したという意味だと思いますけれども。市長の、済みません、本音の部分については、私ちょっと知り得ない部分あるものですから、説明が足りずに申しわけございません。以上です。

○柴田博委員 いろいろ聞きたいことある人、ほかにもいっぱいあるので、ほかの人にどうぞ。

○中原輝明委員 柴田委員の言ってることもよくわかるんだが、市長がね、出前で。

○柴田博委員 今、ここに対する質疑だよ。

○**中原輝明委員** 今のそれに対しては、市長が出前で言ったのには、4人減にすれば報酬は考えまじょうと、これは見返りをやらなきゃいけない、これははっきり言った。これだけ申し上げておく。

○**山口恵子委員** 提案理由の中に示された内容2点についてお聞きします。まず特別職報酬等審議会の答申内容を尊重したというふうに書かれていますが、どこの部分を尊重したのか具体的に。そしてまた、全国の状況を参考としたということで、ここはどこの部分を参考にしているのか具体的にお聞きします。

○**人事課長** 特別職報酬等審議会の答申の内容ですけれども、現在の景気動向を考慮しまして据え置きが望ましいんですけど、ただし定数削減とあわせてトータルで削減できれば、議員活動をより活発に進めていく上で、増額は決して不自然ではないということで、具体的に8%をめどに増額するのが望ましいんじゃないかという御意見ございます。この8%をめどにという数字が38万2,000円という、これは本当に偶然ですけども、全国の5万から10万、先ほど言いました平均の38万2,000円とほぼ同額ですので、その部分を尊重させていただいたと。もう1点は、政務活動費につきましても、これはあくまでも答申内容ではなくて参考意見ということなんですけども、必要な部分については、現行額を引き上げることも検討されたいという答申内容でございました。現行額、そういうような形の中で、答申内容あるいは全国の平均等を考慮した中で、今の数字が最終的に出てきたということでございます。以上です。

○**委員長** 全国類似都市の部分に参考にするというのが質問の中にあっただけで、ちょっとあれですか。

○**人事課長** 先ほどから説明しておりますように、全国類似都市5万から10万の都市の平均が38万2,800円という数字でございます。それに議員定数が22名で38万円という数字の中で、議員定数を減らしていただいた中ということで、少数精鋭の部分でふやさせてもらったというのが結論ですけども、その部分を参考にさせていただきました。以上です。

○**山口恵子委員** 政務活動費に関しては、特に参考にした部分はなかったですか。

○**人事課長** 全国の自治体の中では政務活動費、812市の中で105市が政務活動費を交付しておりません。類似都市5万から10万、先ほど言いましたように270市の中では25市が交付していない状況でございます。その状況も検討の中では参考にさせていただきました。以上です。

○**山口恵子委員** もう1点、ここに、次のところに透明性の確保等の課題があるということで、政務活動費を廃止するというふうに理由が書かれていますが、塩尻市の政務活動費に関して透明性の問題があったかどうか、その辺どのように認識をしているのかお聞きします。

○**人事課長** 本市の政務活動費の状況について特に細かく検討したわけではございませんけれども、現在全国的に政務活動費が、その用途について問題になっていると。特に政務活動費については、2年前に政務調査費から政務活動費に変わった時点で、従来の調査研究に加えまして、その他活動というものも認められておりまして、要は領収書をつけるということが、用途面で明確化されてるという言い方をされてるんですけども、本会議でも市長答弁させていただきましたけども、例えば電車賃だとか、電話代だとか、その領収書がついても果たしてそれが本当に政務活動に使われたものであるかどうか。この領収書自体ではっきり用途が明確に示されない限り、政務活動費でも報酬でも違いがあまりないではないかという、市長答弁しておりましたけれども、そのような中で政務活動費なら用途が明確ではないかという部分については、少し疑問の余地があるということでございます。以上です。

○柴田博委員 今回の政務活動費についてであります。特別職報酬等審議会を開くにあたって、委員の皆さんに事前に送付された資料があります。その中に参考意見としてお聞きしたいことという中に、政務活動費の現行9万円を12万円に増額したいというのが記載されておりました。審議会当日配付された資料の同じ箇所のところは、政務活動費は現行9万円を廃止というふうになっておりました。事前送付された資料と当日配付された資料が違うわけですが、これはどういう理由でこういうふうになったのか、説明をお願いします。

○人事課長 市役所の会議の場合には、通常、議員の皆さんに会議内容をよく知っていただくために事前に資料を送付しております。その中で、今回につきましても、例えば議員報酬、政務活動費の本来の性格、あるいは19市の状況等の資料を事前に送らせていただきましたけれども、その中で例えばたたき台として、政務活動費が塩尻市でどんな考え方で今まで来たかという中でですね、2年前、22年度に前回審議会を開いた折に参考意見として、現行の9万円を必要がありますから12万円くらいに引き上げたらどうかという答申をいただいております。実際には、それで12万円に引き上げられたわけではございませんけれども、そのような前回の参考意見を参考に、今回12万円という数字が出てますよということで事前に資料を送らせていただきました。その1週間後の審議会当日ですけども、その1週間です、いろんな内部でも検討をさせていただいた中で、今回の報酬額と、それから政務活動費のあり方を検証させていただいた中で、追加の参考案と言いますか、そういう考え方の中で政務活動費をゼロにして報酬に盛り込んだらどうかという資料を当日出させていただいたという経過がございます。以上です。

○柴田博委員 ですけど、諮問事項のところは議長、副議長、議員報酬を各10%程度増すというふうに書いてありますが、それは事前送られた資料も当日配られた資料も同じ書き方で、そこは変わってませんので、政務活動費についての扱いだけが変ってる。その1週間の間になぜそんなに変わるわけですか。だって、12万円にっていうのは、確かにそういう話は一時あったけども、そのときにはそうならないんであって、事前に配られた資料にこういうふうに書いてあれば、当然今の塩尻市の考え方として12万円にすべきだというふうに考えてるんだというふうに受け取って当然だと思いますが、それが1週間の間にもまるっきり180度考え方が変わってしまうなんてことがあっていいわけですか。

○人事課長 今回はですね、市長選の後12月議会まで期間がなかったということが一番の大きな原因でございます。その中で審議会を2回、最低でも2回開かなきゃいけないという状況の中で、少し開催を急いだ経過がございます。資料も当初、前回の資料を参考につくらせていただいたんですけども、一番はですね、それが市長の考えでありまして、議会の考え方ではなかったという中で、市長も並行してですね、議会の皆さんといろんな懇談を重ねる中で、審議会当日に出させていただいた資料、数字くらいが適切じゃないかと、その1週間です、そのような調整が図られる中で、そういう数字が出てきたということで御理解いただければと思います。

○柴田博委員 まとめますと、その1週間の中に、議員報酬を定数の減と引きかえに議員報酬を増額してほしいという議員の人たちとの話し合いの中で、政務活動費を廃止して報酬のほうに回してほしいと、そういう話だったので、市長の初めの考え方とは違ったがそのようにしたと、そういうことですね。

○人事課長 私、その場に出ておりませんので本音はわかりませんが、恐らくそういうことだと思います。

○柴田博委員 わかりました。

○人事課長 市長につきましては、当初から政務活動費自体を反対しているものではございませんでした、市長

の考えの中で。以上です。

○柴田博委員 それから、ちょっと総務部長にお聞きしたいんですけど、新聞報道されてる範囲なんでちょっと詳しいことはわかりませんが、政務活動費は使い道がしばしば問題になり廃止したほうがいい。議員の活動内容は個々にアピールすればいいというふうに発言したと報道されているんですが、これは、先ほど答弁のあったような中身と同じことなんですか。それとも違えば、もう一度説明をお願いします。

○総務部長 確かにその前後にですね、いろんなコメントを差し上げてございますけれども、記事としてはそういう形で掲載されたということでございます。内容といたしましては、今、人事課長、皆さん方にお答えしているとおりの内容でございますので。これについても、仮に廃止ということでございますれば、個々の議員の皆さんの日常の活動の中でですね、市民の皆さんにPRしていく。私たちはこういう活動をやってますと。議会とはこういうものですよっていうことをより知らしめていく活動もですね、その中でやってくださいということはどうですか、当然本会議の中でも御期待申し上げるところであるということでお答えさせていただいておりでありますので、内容的にはそのとおりでございます。

○柴田博委員 先ほどの課長の説明の中にもありましたが、塩尻市の議会で政務活動費の使い方については、特に問題があるとは承知していないということなんですが、一般的にほかのところで問題になってるんで、問題のない塩尻市でも廃止したほうがいいという、そういう短絡的な考え方ですか。

○総務部長 政務活動費につきましては、2年前のときにもですね、特別職の報酬審議会からですね、引き上げについていかがかということで参考意見としても伺っておところは、先ほどお答えしたとおりでございます。ただ、いろんな経過がございまして、そのときも議会の皆さんとの話し合いの中でですね、条例化には至らなかったということも承知しております。今回、事務局の当初の資料はですね、そのときの経過も含めて事務局のほうで作成させていただいて、期間が限られてたものですから事前に送らせていただいたということでございます。ただ、振り返ってみたときにですね、本会議の中で牧野議員さんも代表質問の中で御説明ありましたけれども、ああいった活動の中で、地方分権一括法の絡みの中でこの政務調査費、現行の政務活動費が法律化されてきたということ。またさらにさかのぼって言えば、塩尻市の場合ですと、従来からですね。

○柴田博委員 今のことを聞いている、今のこと。

○総務部長 今のこと。今のことにつきましては、今後の皆さん方の御活動に期待したいということでございますので、廃止もやぶさかでないということは考えております。以上です。

○柴田博委員 今、部長が政務活動費は廃止したほうがいいとお考えになってる理由をお聞きしたいということ。

○総務部長 先ほど来お話しさせていただいたように、全国的にこういうものが課題になっていると。より不透明なものについては、それはより安全なほうを選ばさせていただきたい。要は、ないほうがよろしいということは当然あると思います。

○柴田博委員 考え方として、ほかでは不透明な問題があるが、塩尻市ではそういうことがないように、よりどうしたらいいかというふうに考えるのが普通の考え方であって、それを、ほかで問題になってるから、塩尻市は問題ないけど廃止するなんていうのはおかしい考え方じゃないですか。副市長、そう思いませんか。

○副市長 市長に私が一番近いと思っておりますので、私のほうから御答弁させていただきますけれども。まずもってですね、市長選通じまして、議員の定数を現行の22から18名程度に削減すると申し上げたのは、これは市長の

公約の中で、数字はどうあれですね、削減をしたい、それを議会とお話し合いを持って、そのことに対して挑戦をしていきたいというふうに申し上げてまいりました。これは市長選を通じて市長が申し上げたことでございます。一方、その理由はですね、定数の削減によって議会関係の全体経費を削減することによって、その財源をもってですね、子育て支援の施策に充てたいというのが1つ。それから定数を削減することによってより政策論争が高まるだろう、これは選挙を通じてですよ、市会議員さんの選挙を通じて政策論争が高まるだろうと。そのことに対して政治的にも政策的にも活性化が図られると、これが2つの理由でございます。

一方でですね、議員活動というのは市政執行のチェック機能のみではなくてですね、日常的に政策提言から始まって市民の皆さんの御意見を伺い、かつそれを政策的に反映をしていただく、そういう活動と、それから議員さんの中にはみずからその運動をつくり上げてですね、政策をつくっていくという活動を日常的にされている方もいらっしゃいます。したがって、議員の活動そのものは、私どもの考えを申し上げますと、非常に日常的な性格が強うございましてですね、議員が、ちょっと言葉は悪いですけども、何かの仕事の合間にですね、議員活動をやっているというような状況では既にある。日常的に議員活動を一生懸命やられていると。これが現状でございますし、それをまた市民の皆さんも期待をされているということであります。翻ってですね、じゃあ、その額を現行の35万4,000円という額で議員の活動そのものを保障できるかと言ったらですね、これは私はちょっと疑問でございます。35万円という係長クラスよか低い額でございましてですね、これで日常的な議員活動を保障すると言ったらですね、これはちょっとおかしいだろうと。したがって、議員報酬は増額をすべきだというのが考え方の1つでございます。

それから政務活動費との考え方でございますけれども、さっきちょっと総務部長も触れましたけれども、政務活動費そのものも確かに議員活動を活発化する1つの手段でございますけれども、それはあくまでですね、用途を決められて、例えば旅費でございましてか、そういういわゆる用途が条例によって決められているものですよ。今、地方分権、地方分権と盛んに私どもも主張しておりますし、国のそういう法律で規制された、あるいは制度で規制されたものを地方に自主的な考え方に基づいて、自分みずからがですね、政策を運営していこうという風潮を私どもも主張しておりますし、それは議会の皆さんも主張しておられるということだと私は思っております。したがって、条例や法律によって規定をされたものをですね、もって政務活動と称して、いわゆるその費用を支弁をされていることが、果たして議員の皆さんの活動そのものに規制を加えることにならないかどうか。むしろ報酬を増額をきちんとしてですね、議員の自主的な活動の中で自律的な政策提言をしていただく、あるいは政策をつくっていただくということのほうがですね、はるかに正しいやり方だというふうに、私も市長もそういうふうに思っております。したがって、この地方分権の中で、自らの判断と発議によって活動をしていただくものをきちんと保障をしていくということが非常に大事なことでございます。同じ額でもですね、政務活動費と言って支給をされている中で、議員活動のそれは一方では規制をされていることですから。そうではなくて議員の報酬の中にしっかりそれは組み込んでですね、議員の報酬を上げることによって議員の活動を費用面から保障をしていくというのが、私は真の地方分権であるし、地方議会の議員活動を保障するものだというふうに考えておりますので、今回は政務活動費を廃止をいたしまして報酬を増額をするという議案を提供させていただいたと、こういうことでございます。

○柴田博委員 副市長の考えはわかりました。もう一度関連したことですがお聞きしますが、審議会からの答申

の報酬額は38万2,000円で、全国平均38万2,000円でしょ。38万2,000円で、政務活動費については引き上げていいんじゃないかという参考意見もついていたということだったと思いますが、それが政務活動費はなしにして報酬を40万2,000円に、1カ月当たり2万円さらに増額したいというふうに今回の議会には提案をされているわけですが、それは、市長は報道されている範囲では、政務活動費を廃止したから、それを2万円ふやしたんではないというふうに言ってるわけですが、どう見たってそういうふうに見えるんですが、市長はなぜそういうふうにおっしゃっているのか、もしわかればお答えをいただきたいと思います。

○副市長 今申し上げたことが趣旨でございます。

○柴田博委員 そういうこと。

○副市長 ええ。基本的には、議員の皆さんの活動そのものを規制をした費用ではなくて、報酬を増額することによってその自由を保障して、かつ自主的に自立的に活動をしていただこうと、それを私どもも御期待を申し上げておりますし、市民の皆さんも多分期待をしていただけるだろうと。市長、本会議で申し上げましたとおり、これは市民の皆さんにはきちんと説明責任を果たさなければいけませんので、単にその報酬を引き上げた、あるいは議員定数を削減したからといってですね、その見返りにやったとか、こういう話では決してございません。日常的に議員活動を活発化していただいて、政策提言をしていただいて、場合によっては政策の中心としてですね、政策をつくっていただくという活動を期待をして、その費用を保障するために報酬を増額をすると、こういうことでございますので、それだったら政務活動費そのものは存在理由を持たないというふうに思っておりますから、こういう提案をさせていただいているということでもあります。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか、質疑のほうは。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

○柴田博委員 議長出席しておられますので、ちょっと議長にも聞きたいんですけどもいいでしょうか。

○委員長 はい。

○柴田博委員 議長は政務活動費を廃止するに当たって、これは先進的な取り組みだというふうに発言されたというふうに報道されているんですが、どんな意味で先進的なのか、その辺を説明してください。

○議長 議会広報にも、皆さんの議員の方にもみんな配ったと思いますが、政務活動費というものは、昔は要するに市町村のですね、議員というのは、本当に兼務、1つの仕事を持つとって、そこで兼務して議員をやったと。したがって、収入もものすごく少なかったというのが現状のわけですよ。そういう過程において、要は本当だったら報酬を上げなきゃいけないんだけど、上げるのにやっぱりいろんな事情があつて困難だから、それにつけ加えて政務調査費という制度をつくりまして、それが平成何年のときだったかな、そういう形ですね、そういう制度ができたわけでございます。したがって、政務調査費というものは、あくまでも附属的な要素だと私は思っているわけです。したがって、要するに議員が自分の行動について、もちろんこれから勉強しなければいけないし、政策も提案してかなけりゃいけないときに、要するに自分の責任において勉強し、自分の責任において調査し、そういった、あるいは視察をするなりですね、そういったものは報酬の中でやっていくというのが、そういうのがこれからの時代ではないかなと思ってるわけです。したがって、そういう政務調査費っていうものをですね、別個に設けて、中には政務調査費は要するに報酬以外だから、政務調査費は上げてもらやあいいじゃないかということのような意見もありますけれども、やっぱりこれからの時代は、じゃあ議員が要するに報酬の

ほかに政務調査費ってもらってるわけなもんですからね、だからそれを報酬の中に含めて、やっぱりみんなが一生懸命勉強して、それなりきの選ばれた議員ですので、そういったことをやる。そうして提案をしていくというのがこれからの時代じゃないかなと思っておりますので、そういう意味で言ったわけでございます。

○柴田博委員 言うことはよくわかりました。それではですね、そういう先進的な取り組みをしている自治体がどこであるのか、例を挙げて説明していただけますか。

○議長 細かいことはわかりませんが、長野県では駒ヶ根が政務調査費は廃止しております。

○柴田博委員 あくまでも今まで一定の報酬額があって、それを引き上げるかわりに政務活動費をなくした、そういう先進的な取り組みをしているところはどこかというふうに聞いてるんです。駒ヶ根市はそれに該当しますか。

○議長 そこまでちょっと私は調べてないので、ちょっとわかりません。

○柴田博委員 そういう自分で調べていてわかってもないのに、そういう発言するというのは無責任だと思いますけど、どうですか。

○議長 要するに、私はあくまでも政務調査費というのは、そういう過程でできたものであるもんですから、そういうふうな形で、それはみんなが信用して報酬の中でやるのが、俺は正当じゃないかなと思っています。

○森川雄三委員 議長のおっしゃることも私はよくわかります。ただそれを逆手にとってね、それはいけないことだって問題じゃないと。やっぱりそれぞれの考え方を持って発言してるんだから、私はそれでいいと思いますよ。ただね、それと今回の場合は40万円が高いか安いかわ、その中に政務活動費が入っているか、入っていないか。ここら辺はですね、私も市民の皆さんに考えていただければいいんじゃないかと思うんですよ。今までの活動費は年間で9万円ですよ。そして、その9万円をどのように使ってきたか、私ども。9万円で活動が全てできたか。とてもできないでしょう、皆さん方。皆それぞれ、それ以上どれだけ使っているか。それは数字にあらわれてきてないわけですよ。それは出す必要もなかった。それは活動費として与えられたわけではないから。報酬として与えられたから、みんながそれ以上のものも自分で使っても、そういうことは報告もしなかったわけですよ。ですから、私は別に活動費をそこであえて幾ら出して、これをしっかりと皆さんに見てもらうなんてことは、私は必要ないと思う。先ほど副市長おっしゃったように、また議長もおっしゃるようになりますね、私は自分の歳費の中からですね、しっかりとそれぞれの皆さんがね、政務活動調査をすればそれでいいことであると、私は考えますから、これはそれぞれ個人の問題ですので、ぜひ、何て言うの、1人を攻撃するとかね、そういうことはちょっとあまりよくないないないと思いますんで、ひとつよろしくどうぞ。

○柴田博委員 私は別に逆手にとって攻撃してるわけではなくて、先進的な取り組みだというふうに認識されると言うから、じゃあどこでそういう先進的な取り組みをしてるんですかということをお聞きしただけであります。そして、なおかつ今、森川委員がおっしゃった自分たちは9万円以上に使ってるけども、それは報告してないとおっしゃいますが、実際に政務活動費の報告書の中には幾ら使ったか総額を書いてあって、その中で9万円はどこに使ったというふうに書いてあるわけで、9万円ぴったりの報告書になっているわけではありませんので、そういうことで私は承知しておりますけど。

○森川雄三委員 今おっしゃることもわかりますけれども、それはきっとね、会派へ支給された政務調査費でありますんで、私どもも使った以上のものは出してはございません。それ以上必要ないから、出すのに。皆さん方はどういうふうに出されているかはわかりませんが、私はそれ以上使ってないということです。

○柴田博委員 事務局に聞きますけど、今の出している報告の仕方は、9万円ぴったりになるように出しているわけではないですよ。

○森川雄三委員 必要な額ですよ。9万円まで、それ以上は出さんでしょ。

○議会事務局庶務係長 現在ですね、各会派に1人9万円ということで支給をさせていただいておりますけれども、最終的な報告につきましては、当然使った金額で歳入歳出というような形で出していただいておりますけれども、9万円以上かかったものについては、当然実費ということで、各自でというような形にはなっておりますので、9万円以上こちらからまた追加で支給ということはないです。報告的には、数字は入った分というか、歳入として交付された分は9万円ということにはなっておりますので、お願いいたします。

○柴田博委員 そういうことではなくて、支出のほうについてはぴったり9万円になるように報告ではなくて、使った分が例えば1万円余計に使ってれば、10万円っていう報告をしてるということ。

○議会事務局庶務係長 はい、それは使った分として上げて、視察なりに行った分として経費を上げていただいた中で、オーバーしてる分は会派で、自分たちで出していますというような一文はつけていただいておりますので、そこは御承知いただければと思います。

○柴田博委員 だから、そういうことですよ。

○森川雄三委員 いえ、いえ、それはわかります。だけど、それじゃ、10万円なら10万円で済んでいますか、政務調査として。

○柴田博委員 それはまた別のもの。

○森川雄三委員 活動として。必要な分は9万円なんです、あくまでもね。それにかかった費用でちょっと上乘せしたものは、それはついてるかもしれないが、それじゃ個々に活動しとった費用ってものは出てます。出します。

○柴田博委員 いや、それは出してない。

○森川雄三委員 出してないでしょ、必要ないから。報酬だからね。

○柴田博委員 報酬ではないけど。

○森川雄三委員 いや、報酬から出てるから、出す必要がないんですよ、それを私は言ってるわけですよ。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 しゃべらない人にしゃべってもらえ。指名しろ、指名。

○委員長 どうですか。

○柴田博委員 無理にしゃべらせる必要はない。

○中原輝明委員 やったほうがいいぞ、これは。俺はやらないが。

○委員長 ほかにございますか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

○柴田博委員 私は、今回の議員定数削減に伴う議員報酬増額については反対をいたします。説明で副市長がおっしゃられたことも意味合いとしてはわかりますが、やはり全国に1つも事例がない、定数削減をしてその見返りに報酬を上げるというようなことはやるべきではないというふうに思います。なおかつ今の35万4,000円でじゃあ生活していけるかって言われれば、それは無理ですので、そういう取引じゃなくて、純粹に議員活

動を向上させていくという意味で上げてくれるというならそれは考えますが、今回のようなやり方というのはいさすべきではないというふうに私は思います。それから定数削減のこの提案者の説明の中で、我々は政務活動費までなくして、子ども・子育て支援の財源をつくってるといふふうに言いましたが、実質的にはそうじゃなくて、その分を、先ほどの説明では違うとは言うけれども、実質的には政務活動費を報酬に上乗せした形でやってるんですから、そういうふうに説明されるのもおかしなことだなというふうに感じました。そんなようなことを申し上げて、この議案については反対をいたします。

○委員長 反対意見がありましたので、賛成の方。

○副委員長 私はこの条例の一部を改正する等の条例に賛成をさせていただきたいと、こんなふうに思います。先ほどから皆様方のほうからも御意見が出てるわけですが、塩尻市議会ですね、やっぱり将来を見通して考えたときにですね、何と言っても、今、私どものこの議会構成、年齢的な議会構成でまことに申しわけございませんけれども、そういうことを考えたときに若い議員さんというのが少ないのではないかと、こんなふうに思います。これ、よっこなことでございますが、ちょっと前に行われた、これ他市のことだもんでまことに申しわけございませんが、飯山市の市議会議員の立候補者の名簿を見させていただいたときにですね、年齢的に見たら一番若い人が59歳で、新人の方が84歳だから、新人の方が出ておられましたけれども、それがいけないことを私は言ってるわけではないんですが、やっぱりそれだけ若い人には魅力がなくなってるのではないかと、こんなふうに思うわけですが。そういうことですから、やっぱり若い人たちがある程度ですね、議会に魅力を持っていただくということ。それと家庭を持ってもですね、しっかり生活ができるというようなことで、しっかり議員活動ができるというような目線で考えると、やはり報酬を上げていただくのは大事なことじゃないかと、こんなふうに思います。先ほどの柴田委員さんの論点がちょっと違うことはあるとは思いますが、私はその目線で賛成をさせていただきます。

○山口恵子委員 私は反対の立場からですが、まず議員提出議案の中に定数削減する案がありまして、その提案理由として、やはり政策実現のための議会費を削減していきたいという大きな理由がありました。その理由と今回の報酬を上げることは、やはり整合性が合わないというふうに理解します。また、政務活動費に関しても、やはり市民の皆様に議会活動の内容をきちんと説明していく必要性、透明性の確保が、今さらに求められている時代でありますので、それを廃止するという方向ではなく、きちんと徹底して政務活動費を使っていくことのほうが議会に求められていることではないかというふうに思いますので、やはりこの提案理由とは考え方が違いますし、整合性がやはり合わないなということから反対をさせていただきます。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 私は賛成の立場から申し上げます。先ほども申し上げたとおりですね、政務活動費は、私は必要ないと思います。報酬の中から自分たちが政務活動調査をしたことの費用は出すべきであると思いますし、またそれをどのように市民の皆さんに報告するかは、個人なり、会派なりがそれぞれ市民の皆さんに報告をしていけば十分だと、私は考えます。したがってですね、今回の歳費に関しては、賛成をさせていただきます、議案に関しては。以上。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 私は賛成の立場からちょっと申し上げたいと思いますが、先ほど特別職報酬等審議会に市長は

諮問して、その結果が40万2,000円というのが、きょうの議案に出てるわけですが、市長としては大変な熟慮に熟慮を重ねた英断だったと私は思います。答申されたからといって市長は受けて、その答申の内容を見て、それこそ熟慮に熟慮したと思ってああいう結果が出た、あの40万2,000円が出てきたと思います。それは、とりもなおさず、我々ここにいる議員の諸君は、はっきり自分の心を、もし仮に通つたとすればだよ、入れかえてしっかりやらないと世の人は認めない。みんな人が、俺んところは上げちゃいけない、こうだなんて、そんなことはね、個人でしっかりやらないだ、行動しないもんでそういうことが起きてくるだよ。俺んところにはいつだって来ないわ。来ないってことはね、説明責任ができるで来ないだ、言われるで。それで、何でも頼みゃできるじゃなくて、できないものはできないって言えなきゃ。何でもできるような気がして、ここへ来て、俺のところへ来たが全然こうだ、ああだとかって、そういうことは、俺はないと思うだ。実はね、この間1人あっただ、俺に。輝さんいいな18人で、ちまたの意見なんて聞けない、とんでもない話だ。18人で結構だと。それで報酬も上げなきゃだめだと。そして、議員はしっかりやると、心を入れ直して。今までの議員なんて本当にろくなもんじゃないぞ、俺を初め。だからそこだ、しっかり勉強しなきゃいけねわ。これは心を入れ直して、反対の皆さんも、賛成する諸君ももう一度考えを新たにして、賛成に回ってほしいような気がする。よろしく願います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。ないようですので、反対の意見がありましたので、議案第7号塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例については、採決を行いたいと思います。挙手にて行います。それでは、議案第7号について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を願います。

〔「挙手多数」〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第7号塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する等の条例は、可決すべきものと決しました。

それでは、お昼の休憩で、1時15分から再開したいと思います。休憩に入ります。

午後0時10分 休憩

午後1時14分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第8号 塩尻市空き家等の適正管理に関する条例

○委員長 議案第8号塩尻市空き家等の適正管理に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、午後一番で大変申しわけございません。よろしく願いいたします。議案関係資料の30ページをお願いいたします。議案第8号塩尻市空き家等の適正管理に関する条例でございます。

提案理由でございますが、空き家等の適正な管理についての所有者等及び市の責務及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって公共の福祉に寄与するため、ここに書いてありませんが、管理不全となって周辺環境に影響を及ぼしているような空き家等の解消を図るために、対策として、今回新たな条例を制定するものでございます。

2の概要といたしまして、塩尻市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、次の点について規定するもので

ございます。(1) 空き家等の適正な管理に関する所有者等及び市の責務。(2) 空き家等の適正な管理に関する施策への協働の取り組み。(3) 特定空き家等の所有者等に対する助言又は指導、勧告、命令、公表等の措置。(4) 特定空き家等の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合の代執行。(5) 塩尻市空き家等適正管理審査会の設置等々でございます。

3番目の条例の新旧対照表でございますが、右側の31ページに塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例が改正案と現行について書かれております。これにつきましては、条例案に示します空き家等の適正管理審査会の設置に伴いまして、その委員報酬等を定めるものでございまして、改正案の一番下の欄に、日額6,700円のところに追加するものでございます。

4つ目の条例の施行等でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。ただし、助言又は指導、勧告、命令、公表、代執行等に関する規定につきましては、同年7月1日から施行するものとしております。これにつきましては、行政指導、行政処分にかかわる部分につきまして条例施行後3カ月間の周知期間を設けるものということで考えているものでございます。

それでは、新しい条例でございますので、議案のほうの議案第8号をお願いいたします。議案の1ページをお願いいたします。よろしいですか。条例の内容につきましては、さきの市議会全員協議会におきまして要綱等をお示しし、概要等を説明させていただきました。主な点について御説明を申し上げます。この条例につきましては、空き家等に関する先進自治体の条例を参考に、また、本会議においても答弁申し上げましたが、去る11月27日に公布されました国の特別措置法の内容を踏まえたものとなっております。

第2条の定義でございます。第1項の第2号に、管理不全な状態といたしましてア、イ、ウの3つの状態を規定してございます。これは、後ほど出てまいります特定空き家としての認定する際の空き家等の状態を示したものでございます。内容は、1つ目は、空き家等の建物にかかわる状態。2つ目は、空き家等の犯罪等にかかわる状態。そして3つ目は、周辺環境の環境にかかわる状態を定義したものでございます。

次に、第4条の所有者の責務でございますけれども、本来、所有者等が行うべき空き家等の管理を責任を持って適正に行うということを、きちんと義務づけたものでございます。これによって今後の措置を行うというものでございます。

次に、第5条の市の責務でございます。第1項から第3項までを規定しておりまして、空き家等が管理不全な状態を未然に防ぐために必要な施策を実施しなければならないこと。管理不全な状態の解消を図るために必要な措置、いわゆる本条例に基づいて行う措置を言っておりますけれども、これを講じること。また、所有者に対しましては、必要に応じて実態調査の内容を通知するなどの注意喚起、あるいは、市民の意識の高揚に努めるものとするということを規定したものでございます。

第6条でございます。市民等及び公益活動団体の役割を規定しておりますが、市が実施する施策への協力、適正に管理されていない空き家等を発見したときの情報の提供を規定したものでございます。

次に第7条でございますが、本条例の目的が達成できるよう、それぞれ協働して取り組むことを規定したものでございまして、この辺については、協働のまちづくりを目指し、本市独自に規定させていただいているものでございます。

第8条は、市民等からの情報によりまして適正に管理されていない空き家等を把握したときの実態調査と、直

接空き家等に立ち入って調査する立入調査を規定したものでございます。実態調査につきましては、所有者や管理者などの情報について、登記簿謄本、あるいは今回特別措置法が公布されたことによりまして、固定資産税にかかわる情報のうち、所有者の氏名など所有者等にかかわる必要な情報が利用できることとなりましたので、そういった情報の収集を内部調査の中で取り扱いができることとなりましたので、そういう収集を行うものでございます。また、立入調査につきましては、次の第9条にあります特定空き家等の認定のために必要な情報を、空き家等の敷地に立ち入って具体的に管理不全な状態を確認するものでございます。第6号では、実態調査や立入調査において必要に応じて専門的知識を有する者、例えば、今現在では建築士等も含めてですね、考えておりますし、あるいは、公益活動団体、区長さん等の協力を求めることができるものと規定しております。

次に第9条でございますが、第2条の2号で定義しております管理不全な状態と認めるときは、特定空き家として認定するもので、認定に係る規準を定め公表するものでございます。

次の第10条の助言又は指導から第11条の勧告につきましては、行政指導に係る措置でございます。

また、第12条の命令から第14条の代執行までにつきましては、行政処分に係る措置の具体的な手続きについてを規定したものでございます。内容につきましては、おおむね特別措置法の内容と同じ形になっておりますが、私どもが考えているのは、代執行までを規定することによりまして、特定空き家等については周辺市民の安全・安心を担保するため、公益性や公共の福祉のためにですね、代執行もあるということを市の姿勢として広く市民に周知することによって、できれば所有者みずから特定空き家等にならないような対策が講じられるよう、抑止策の一助になればと望んでいるものでございます。

4ページの第15条でございます。緊急安全措置でございますが、これにつきましては、特定空き家等に認定した空き家等において、例えば、台風あるいは降雪等により周辺の安全性に支障がある場合に、その状態を一時的に回避する場合、この措置を所有者の同意を得て市が最小限の対応を図るものと考えているものでございます。

第16条の審査会の設置につきましては、第12条の命令から14条の代執行の措置をとる場合に公平性、客観性等を慎重に考慮する必要があることから、審査会を招集してその措置の必要性、あるいは内容について専門的な意見を求めることとしているものでございます。

それから第17条でございますが、審査会の組織等を規定するものでございます。委員は、本会議でも御質問がございましたが、司法分野、あるいは建築設計分野、あるいは学識経験者及び市民代表などを今のところ想定をしているものでございます。

最後に第20条でございます。5ページになります。犯罪や火災等の防止、その他危険、緊急を要すると判断する場合など、市だけでは対応が困難な場合は、警察や消防、あるいは国・県などの機関と協力をしていきたいというものでございまして、関係機関との連携というものを規定しているものでございます。

大変簡単でございますけれども、条例の説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

○副委員長 済みません、お願いします。この条例はですね、今まで議会でも何回も質問もあったり、そして事務局のほうからもいろいろ回答がされたわけでございますが、今回この条例をつくるに当たってですね、塩尻市としてこの部分は工夫しましたよというようなこと、それと、ここの部分は本市の実情も考えて文言を考えたというようなことがあったら、そこら辺を教えていただきたいなあと、こんなふうに思います。

それともう1点、3条のですね、この条例の規定は、当該紛争の当事者間において解決を図ることを妨げないということになっていますが、この条文を入れなんでもいいと思うんですが、ちょっと入れた、こういう理由ですよってということがあったら教えてください。

○生活環境課長 まず、本市の特徴としてどういったものを上げたかという御質問でございます。これまでですね、この空き家に関する条例がですね、今現在300自治体以上あるというふう聞いております。特に、この法案がですね、施行されるとうわさされてから、かなりの自治体がこの空き家の条例を制定するという運びになってまいりました。本市もですね、後発の市町村になります。これらの条例をですね、特に特徴だった市町村の条例を参考にしてきたわけでございますが、その中でも協働の部分ですね、いわゆる地域の皆さんと一緒に空家の問題を解決するというのをうたわさせていただいたものが、まず1点ございます。それから、先ほど説明いたしました安全、緊急安全措置ですね。いわゆる特定空家、今にも崩れそうな空家があってですね、いろいろ災害があったときに、今にも崩れそうな場合にそれをどうするか。いわゆる代執行ではなくて、その前に市としてやるべきことが、簡単なケースとしてですね、あるのではないかと議論をする中でですね、これは塩尻市だけが設置しているわけじゃないですけども、これを設置しているところは最近の自治体では多くなってきておまして、これを今回入れさせていただいたというものでございます。また、審査会の設置でございますが、これも規定している市町村もありますし、ない市町村もあります。ただし、やはり空家家のですね、空家家というのがもともとが個人の財産でありますので、それをきちんと説明し、やっていくためには、やはり行政だけではなくて第三者の意見も聞いて、それで諮るべきだということで、今回、さまざまな自治体の状況を見ながら設置を規定させていただいたというものでございます。

それから、委員申されました3条の規定でございます。これは、委員さん御理解されていると思うんですが、いわゆる特定空家になった敷地の建物がございまして、隣に一般の民家がある。本来は、その特定空家家の所有者さんと、隣地の民家のほうの人たちが任意で解決していただく問題でございます。ですから、その問題を解決しようとしているところに、私どもは口を挟まないよということを規定しているものでございまして、これを規定していない自治体もございますが、あえてそれがわかるように。これから条例を施行する段階においては、きちっとそれがわかるように規定させていただいたものでございます。以上でございます。

○副委員長 ちょっと具体的な話でまことに申しわけないんですが、例えばですね、事業でですね、そこを道路をあけたいと。その道路沿いにですね、大分よたった建物があって特定空家にしたときにですね、代執行をかけられるものか、そこら辺はどうなんですか。この条文とか、考え方としては。

○生活環境課長 非常にちょっと微妙なところですけども、道路をあけるためにやることなのか、それとも我々が今言っております、周辺の住民に危険が及ぶ状態を今回特定空家としておりますので、その点、きちっと多分その担当する部署と話し合いをする中でですね、やっていくべきことなのかというふうには、今の段階ではそういったところでございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 特定空家家の件ですが、9条のところ特定空家等の認定ということなんですけど、この場合の等っていうのは何を指してるんでしょうか。

○生活環境課長 定義のところですね、空き家等の等がついております。これにつきましては、建物その他の工作物っていうようになっておりますので、建物のほかに、例えば門塙、あるいは石垣、もしかしたら例えば農業に使われているサイロみたいなもの、煙突、そういったものも工作物の一部に建物があるものですから、それらを含めて、等と言ってるものでございます。

○柴田博委員 その場合にですね、特定空き家等として認定するときに、認定された物件については何か表示なり、これは特定空き家等に認定されてますよというようなことがわかるような名称かなんかで、そういうのをつけるわけですか。

○生活環境課長 今、委員さんの御質問は、その空き家に何か表示をするかということでしょうか。

○柴田博委員 いや、特定空き家等というふうにひっくるめて。土地の場合もあるし、門の場合もあるし、工作物の場合もあるし、家の場合もあるしということで、そういうのをひっくるめて特定空き家等として認定するわけでしょう。

○生活環境課長 ええ。

○柴田博委員 その認定するときに、土地であっても特定空き家等っていつて認定するわけ。

○生活環境課長 いえ、土地のみの場合には、この条例から外れます。あくまでも土地に建たっている工作物が特定な空き家等に認定されるものというふうに解釈していただければと思います。土地だけの問題については、私ども、今現在は、例えば草木の繁茂等々ございます。これについては、ポイ捨て禁止等によるまちづくり市民条例、これで今運用しておりますので、空き地の問題についてはそちらのほうで対応していくということで考えております。

○柴田博委員 もう1点。審査会についてですが、審査会の開催については、例えば一定期間ごとに審査すべき物件がまとまった時点で審査会を開くのか、それとも、何か問題が生じたときにすぐ審査会を開くのか、その辺についてはどういうふうに運用されていくわけですか。

○生活環境課長 私ども、これについてはですね、今後やっていく上ですね、いろいろのことが生まれてくるんじゃないかと思えます。基本的には、これまでも御説明しておりますけれども、今、全体で16件くらいの問題となっている空き家がございまして、中には解決が図られそうだと聞いておりますけれども、それをですね、全部一緒にたにですね、やっていくというのは、相当なエネルギーが必要だなというふうに感じております。いわゆる周辺住民にですね、迷惑がかかっているものを優先的にやっていく必要があるのかなと思えますが、その危険性を見ながら、例えば1戸の住宅のものを集中的にやらなきゃいけないのか、2戸、3戸まとめてやるのかということは、今後の進め方によってですね、変わってくるのかというふうに思います。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 今回のこの条例をつくるということが即ち市の姿勢をはっきりと示すということで、空き家に至る前の管理を徹底してほしいという市民への姿勢だと思うんですけど、この12条に書かれているところで、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係るということで、その正当な理由とされる主な内容、どんなことが正当な理由になるのかお聞きしたいと思います。

○生活環境課長 これについてはですね、いろんな理由があると思うんです。ちょっと先進地ですね、状況を聞いた中でですね、申し上げますけども、例えば空き家の所有者がですね、後継者がいなくて、その人が施設へ

入っちゃったり、入院しちゃってる場合ですね。こういった場合に、みずからその空き家を管理することができないというような場合や、今まさしく高齢化によってですね、必要な作業、必要な作業というのは業者に委託したり何だかんだすることができないという状況の人たちの場合を想定しております、そういった場合には、我々の助言のところですね、きちんとそれを説明をしていく予定ではありますけれども、何でもかんでもやるということではなくて、そういった内容のことを踏まえてですね、進めていきたいというものでございます。ですから、正当な理由というのは、そんなことを想定しているということでございます。

○山口恵子委員 やはり塩尻市もそうですけれど、これからの高齢化社会、こういうことは当然想定できる内容だと思いますので、こういう現状、必ずしもないとは言えないと思いますが、そういった場合は、具体的にどのような対応をされるのか、そこまで検討されているのかどうかお聞きします。

○生活環境課長 そこまで具体的な事例をもってですね、検討をしておりますが、基本的に勧告、命令というスタイルをとっていきわけですけど、その前に助言、指導というものがございます。その中でですね、やっぱりお互い話し合いをしてですね、いく必要があるのかなというふうに思います。これも先進事例の内容をお聞きしますと、実態を知っていながら単にお金がないのでやらないよという人もいたり、いろいろなさまざまな人がいるように聞いておりますので、やはりその人とですね、用地交渉と同じくらいなものだというふうに思っています。その人を、やっぱり理解させ、説得していくということが大事なのかなと思っております。

○山口恵子委員 やはり想像すると、担当の方もよほどのエネルギーがいるかなと思いますので、その辺、丁寧に対応をしていくように要望いたします。以上です。

○森川雄三委員 来年の7月1日からということなんだが、いわゆる最終的に代執行するまでにはいろんな過程があるわけだね。かなり、今もおっしゃるように。最後、代執行するとなるとですね、ある程度感情的な問題もあるし、もう1つは金銭的な問題が大きいと。さあ、それじゃ市のほうで代執行しちゃったと。この14条の2番で、費用はあんた払ってよと言ったってですね、お金がなければ不良債権が残るだけですよ。そこら辺をどうしように対処していくか。きっと多くなると思うし、もしお金がないとか、その土地が売れないとかね、そういう場面に市におんぶに抱っこっていうような場面も生まれて来ちゃしないかという懸念もなきにしもあらずだが、そこまで考えちゃいけないか。ちょっと。条例自身に反対するものではないですけども、ちょっと心配な場面もあるかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○生活環境課長 この条例を預かって執行していく担当者といましては、ちょっとどころか、うんと心配されます。その中でですね、所有者のですね、これも先進事例から聞いた話なんですが、やはり代執行する前にはですね、所有者の財産の状況、それは相続がかかわっているかも含めてですね、調査をして、土地がですね、土地の価格といったものも踏まえて、総合的に見て代執行するかの判断というのは必要になってくるようでございます。しかしながら、今回のこの条例は、いわゆるその建物が、例えばお隣の住民に身体、生命、いわゆる危うい状態を解消しなきゃいけないということが塩尻市の責務として言われておりますので、そこら辺はきちんと踏まえながらですね、やってかなきゃいけないのかなというふうに思われます。ですから、そういったことですね、いわゆる取れないのに、代執行してお金が取れないのに執行してしまったことに対する一般市民から訴訟を起こされるというケースも考えておかなきゃいけませんよということも、物の本の中には書かれている状況でもございます。ですけども、私どもは、先ほどからお話ししてます、公益性や公共性を重視して、やはり最終的には市

長の判断に基づいてですね、やっていくものなのかなというふうに考えております。

ただですね、おかげさまで特別措置法が公布されました。この中には財政措置ということもうたわれております。この内容については、来年の5月ころまでには何らか細かいことが出てくると思います。そういった空き家の対策の措置についてその財政措置が図られるのかどうか、ちょっとそこらについてはわかっておりませんけれども、そういったこともあれば期待していけるのかなというふうに思っております。以上です。

○森川雄三委員 本会議でも御説明いただいたが、早速始まると、何、約16件くらいあるというようなお話もあったが、その点は、はっきりとどのくらいあるの。今、把握してる中では。

○生活環境課長 これまでの実態調査の中では、これはあくまでも外観目視です。これまでは立入調査はできませんでしたので。今度は、この16件は立入調査をして、本当に特定空き家になるのかどうかを調査してまいります。今は、予測されるという程度で16件を把握して、その所在、それからわかっている部分では所有者等もわかっているという状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 今、話聞いていると大分わかるだけどさ、しかし、今この場面にこれだけの議案を提出するということは、空き家の内容は全て把握しているわけでしょう。全てというか大体は。それと、もう1つ心配するのは、こういう、課長はこれだけ説明してくれて結構だが、その係の皆さんがちっともわかってないが、その指導は誰がやるだや。今、外野から電話で言ったときに、課長いないでわかりませんと言う。大方のことはわかるような職員は机にいなきゃまずいと思うが、どうだ。これは総務部長だな。本当にね、笑い事じゃなくて、これ全体にそうだぞ。聞いてもわからないって。主任がいねでわかりませんじゃ、いけねだよ。大ざっぱなことでもいいが、それが答えてくれねえだ。それと、顛末なんて言っちゃいけねが、返答がない。相手を聞いて、それじゃ説明しますって、こういう。まあ、ほとんどやってねえぞ。やってる職員は微々たるもんだ。指導をどうやってやってるかだ。

○総務部長 委員おっしゃられるとおりであります。職員間の情報共有と言いますかね、その所属の課の中の大方の業務になってはですね、それぞれ共有すべきものだという事の中で、係長を通じてですね、徹底を図っていると思います。担当の課だけではなくね。私どもも含めましてですね、当然、部の中、また庁内含めてそれぞれのいろんなポジションの中での会議を横断的に開催しております。庁議、政調プロ以下の会議でございますけれども、そういった中でですね、当然、今話されました情報共有等は図られているものだと思いますし、こういう今回の場合は議案第8号、これは空き家の関係ですが、非常に議会の皆さんからも心配いただいている点、市民の皆さんからも心配がされている点ですので、大いに情報共有を図るべきものでございますので、そういった中でも今の対応が、そんな対応をしているようなこともございましてですね、ちょっと確かに不行き届きの点があるということでございます。今後、そんなことのないようにですね、こういった問題については情報共有を図ってまいるといっては徹底してまいります。よろしく願いいたします。

○中原輝明委員 よくわかりました。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号塩尻市空き家等の適正管理に関する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の変更契約の締結について

議案第16号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について

○委員長 議案第15号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の変更契約の締結についてと、あわせて第16号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について、2つを議題といたします。説明を求めます。

○安全・施設整備担当部長 それでは、議案関係資料の40ページから御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。議案第15号でございます。提案理由といたしましては、塩尻市庁舎の耐震化・大規模改修工事のうち、建築主体工事に係る請負契約の変更契約を締結するにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要ですが、その前に、現在の状況について簡単に御説明させていただきたいと思っております。現在、工事全体の進捗率、11月末現在であります82%、11月末現在82%でございます。そのうち建築主体工事につきましては、約75%の進捗という状況でございます。あわせて、建築の後に説明させていただきます機械設備工事につきましては、89%の進捗率ということになっておりますので、よろしくお願を申し上げたいと思っております。

それでは戻りまして、目的でございますが、塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）でございます。相手方につきましては、岡谷・清沢土建特定建設工事共同企業体でございます。変更の内容でございますが、まず金額でございます。変更後、変更前、そこに書いてございますが、変更後といたしまして4億888万8000円とさせていただきたいということでございまして、増額1,237万6,800円ということになります。変更の理由といたしましては、補強ブレース耐火被覆工事、それから警備員室耐震改修工事等を追加するもの、それと賃金及び物価の変動に基づく請負代金等の増額。インフレスライド条項ということで御説明してまいりましたが、この部分の増額に伴うものでございます。インフレスライドに関する金額につきましては、185万7,600円が内訳の中に含まれているという状況でございます。あと、工事の概要でございますが、補強ブレース耐火被覆工事ということで、1階、2階、3階の筋交い、これを2時間耐火に耐える形に構造を変更したというものでございます。6カ所でございます。それから、先ほど申しました警備員室に関しての耐震化、それからエレベーターホール天井がですね、照明の入れかえ等もございまして、その部分を全面的に張り直すという形の中で、地下1階より5階までの間、天井の張りかえをエレベーターホールについては施工してまいりたいというこ

とで考えているものでございます。

なお、41ページそれから43ページまでになりますけれども、網掛けの部分、この部分がですね、追加で工事を増工させていただく部分になりますのでごらんをいただきたいというように思います。

続きまして44ページになりますが、同じく提案理由でございますが、庁舎の改修工事に伴います機械設備工事、これに伴いまして変更をするについての議会の議決をお願いするものでございます。

目的につきましてはそこに書いてあるとおりでございますし、相手方につきましては、企成・南信管業特定建設工事共同企業体でございます。変更内容は、まず金額でございますが、変更後3億2,715万1,800円、1,235万5,200円の増額ということになります。変更理由につきましては、防火ダンパーの設置工事、それから連結送水管改修工事等を追加するものでございますし、あわせてインフレスライドに伴います増額ということで194万4,000円を増額をさせていただくものでございます。工事の概要については、その下の欄に書いてございますけれども、場所につきましては、45ページ以降に同じく網掛けでですね、お示しをさせていただいているところでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑ありましたら、お願いいたします。

○中原輝明委員 これ、話はよくわかるんだけどさ、これからまだこうしてどンドン何回でも追加追加で出てくるの。もう今までのことを想像して聞いていると、もう当初からやらなきゃいけないような状態に見えてたのが、また追加追加で出てきたような気がするんだけどさ。だで、1回見て、2回、3回も4回もあるなんてことは、全部やるってことだよ、これは、市庁舎の中を。もう少しやる位置っていうのを、早めにびしゃっとした位置っていうのは、鑑定できなんだの。

○安全・施設整備担当部長 委員さんおっしゃられるとおり、確かに完璧にして工事を発注していきたいというのは、私も当然そういう目線で取り組んできているつもりでございますけれども、まず1つには、やはり改修工事という部分で目に見えない部分もあったり、それから、手元に置いてある当時の設計書と現地が、実際40年前ですが、食い違っていたところが出てきてしまったり、そういうような幾つかの要因が出てきております。例えば、機械の設備の関係でいきますと、防火ダンパーっていうのなんですけど、本当はそれがもう、この裏に隠されていて外気を室内に取り込む、そういうものなんですけど、実際には機械の下に入っていて目には見えないというものなんです。そこには、実際には、非常時には、火災とか煙が出たときにはピシャッとふたがされるような、そういう装置になってなきゃいけないはずなんですけど、それが実際にはその当時されてなかったと。今の建築基準法ではそれが求められているというようなことで。大変、まことに申しわけないと思うんですけど、これで6月に続いて2回目の増額変更ということでございます。これが、今回の中の最終ということになりますので、その辺につきましては何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○中原輝明委員 よくわかったけどさ、まだ可能性があるような気がするけど。それと、先ほど言われた、過去に、そう言うともた、まあみんな死んでるでもいいか。不正っていうことになり兼ねないような発言で聞いたがさ、今後、これからそういうことのないように、皆さんも。これで40年ばか先へ行きや、やったけど、あそこやったようにしてはあるけど、やってなかったなんていうようなことになって出てくりゃ困るでさ。それを肝に銘じてしっかりやってほしいと。

それと、もう1点。今この耐震改修だけしてるじゃなくて、資材の高騰、あるいは、前にも1回出てきたとき

の賃金だか資材の上昇する物価の関係について、この場所のこれだけのやつだけじゃなくて全ての塩尻市の工事の中で、資材に関するものは、その都度その状況によって変更設計してあげてる。ここだけ。ここも問題があるよ。聞いている範囲では、そういうのはここだけじゃない。ほかに、その都度、物価の上昇によって変更契約をしてきているか、いないか。これは本当に基本のことだよ。ここの部分だけ、大手のところがいて、この中のもんだでやるということは、これは俺はだめだと思うよ。ほかの業者は、請けたものはそのまま赤字になってもやってるだ、苦勞して。でも、スライドするっていうことは、ここの中のやつだけをスライドしてたではいけねが、その辺をしっかり調査だか、何て言っているか、感じてほしいな。ここだけやったが、ほかの皆さんはどうしてるかって。赤字になっても我慢してやっていると、俺はあると思うよ。そういう部分も見直しするなら見直してやらないと。俺の言ってることわかるかい、わからないか。部長に言いたいじゃなくて、全体だよ、これ。基本的には副市長も少し姿勢を正さないとあれだな、あちこちやってるじゃないか。

○契約担当課長 先ほどのですね、物価スライドにつきましては、市としましても非常に。

〔「マイク使って」の声あり〕

○契約担当課長 物価の上昇につきましては、市としましても契約条項にインフレスライド条項というものがございまして。これについて業者さんのほうにですね、こういうことがありますので、必要に応じて協議をしてくださいっていうような連絡等は差し上げております。ただ、私の知る中ではですね、協議に至って、条項に基づいて、増工と言いますか物価スライドしたということはちょっとないように聞いております。

○中原輝明委員 こうやって聞いているとき、説明はうまいよ。この場所で説明したじゃない、事実やってもらわなきゃ困るだ。今、副市長の言ったように、してるなあじゃなくて、していますって向こうから反対に返ってこなきゃいけない。副市長があんまり言ったじゃん、してる、してるなんて言うと、何だかしていないように感じるだ、俺は。で、これはうんと必要なことだでね、気をつけてやって。これは、市の中の全体の事業は全てそうだよ。見直しするなら、してやってよ。俺の言いたいのは、それだけ言いたんだよ。ほかは何も御異議ございません。答えもいらぬ。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の変更契約の締結についてと、第16号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号、第16号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次にまいります。

議案第19号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○**委員長** 議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳入全般、歳出、当委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** 最初に歳出をお願いします。歳出18ページをおめぐりください。18ページ以降の歳出全体を通して、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきましてまず一括して御説明申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則、省略させていただきますので御承ください。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものであります。なお、給与費にかかわります市町村職員共済組合負担金につきましては、この4月と9月に改定があり、基本的に増額補正をお願いしてあります。人事院勧告の関係でございますが、従来どおり国に準じた改定を行いまして、御案内のとおり、月齢給、通勤手当、勤勉手当の引き上げに伴いまして、給与費全体が増額補正となっております。一般職につきましては給料、諸手当、共済費が対象となり、また、嘱託員につきましては通勤手当のみが対象となります。人勧分の総額につきましては、一般会計が、一般職、嘱託員を含めまして4,972万6,000円、その他会計を含めまして、総額が5,418万8,000円となっております。また、常勤の特別職と議会議員につきましても、条例改正の折に御説明させていただきましたように、期末手当が0.15カ月引き上げる引き上げ改定となることに伴いまして増額補正をさせていただいております。全体を通しての人件費関係につきましては以上でございます。

18ページ最初の議会費につきましては、ただいま説明させていただいたとおりでございます。

続きましてその下、総務費の総務管理費1目一般管理費の最初の白丸の嘱託員報酬と、その3つ下の白丸、臨時職員給与費の中にある雇用保険料ですが、嘱託、臨時の雇用保険料につきましては、人事課のこの予算で庁内職員分一括取り扱っております。5月に確定した前年度の報酬支給総額に保険料率を掛けまして、今年度の保険料が確定したため、予算額との差額を補正させていただいたものでございます。

2つ目の白丸、特別職給与費の最初の黒ポツ、特別職給料77万5,000円の減額につきましては、市長、副市長の給料を来年1月から3月まで、それぞれ20%と10%削減することに伴うものです。

○**安全・施設整備担当部長** 私からは、その下になりますが、一般管理事務諸経費、交通事故等補償金40万円の補正について御説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、公用車における事故等によりまして相手方の車等の修理費、これに充てるための補正でございます。当初50万円お願いをしてございましたが、今年度今までに5件の公用車の事故がございました。大変申しわけないことではございますが、相手方にお支払いする関係で、ここで補正をお願いしたいというものでございます。

なお、40万円ということで、お支払いする額に若干まだ余裕があるわけでございますが、今後万が一、万が一にですね、あった場合、相手の方への支払が滞ることは避けるという意味で40万円という額の補正をさせて

いただくということで御提案させていただくものでございます。今後、十分気をつけて安全指導をしてまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○人事課長 その下の白丸、人事事務諸経費の委員報酬8万1,000円及び費用弁償1万円につきましては、去る10月28日の市からの諮問に基づき理事者の給料、議員報酬等の見直しを2回にわたり御審議いただき、11月17日に答申をいただきました特別職報酬等審議会の委員8人分の報酬と旅費でございます。以上でございます。

○財政課長 それでは、19ページ、20ページをお願いいたします。5目財産管理費、20ページの一番上でございますが、基金積立金、協働のまちづくり基金元金積立金につきましては、歳入でも説明申し上げますけれども、ふるさと寄附金事業にかかわります総務費寄附金157万5,000円同額を、この協働のまちづくり基金に積み立てをするものでございます。

○企画課長 続きまして、6目企画費、信州しおじりふるさと寄附金事業17万5,000円の増額でございます。これは返礼品でありますワイン等の食糧費でございます。当初予算で、約年間30件の寄附を見込んでおりました。けれども、上半期ですね、67件の実績となりまして、不足額につきましては予算を流用させていただいて対応させていただいております。そのため、下半期につきましては70件を見込みまして追加計上させていただいたものでございます。

○情報推進課長 続きまして、7目情報開発費でございます。白丸、住民情報等電算システム管理事業の中間サーバ・プラットフォーム利用負担金でございますが、社会保障税番号制度に伴うものでございまして、行政機関や地方公共団体が利用することになります情報提供ネットワークシステムが構築されるわけですが、それに県とか市町村がその情報提供ネットワークシステムに接続するための中間サーバが必要になるために、中間サーバが全国2カ所に設置されますが、その整備のための負担金で、26年度、27年度に整備するものでございます。なお、財源内訳のほうにもございますが、国から同額の補助が入るように予定されております。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして3つ下の白丸になりますが、13目防災防犯費、負担金補助及び交付金の防災施設・設備等整備事業の戸別受信機設置費補助金でございますが、デジタル同報系防災行政無線の難聴エリア世帯への戸別受信機の設置に係る補助につきまして、当初に25件分を計上いたしましたが、それを上回る申請があったため、10件分79万円の補正をお願いするものであります。

続きまして、ずっと飛びますが39、40ページをお願いいたします。9款消防費3目消防施設費、40ページの説明欄、上から4つ目の白丸になります。消防施設整備費、最初の黒ポツ、設計委託料102万6,000円につきましては、本年4月の火災で焼損しました消防団塩尻分団第4部の詰め所の建てかえのための設計を委託するものであります。その下の消火栓新設改良負担金685万1,000円につきましては、器具の老朽化によります漏水、同じく老朽化によりますバルブの損傷などにより放水不能となっております消火栓につきまして修理を行うため、補正をお願いするものでございます。

○財政課長 それでは、歳入につきまして説明をさせていただきますので、11ページ、12ページをお願いいたします。主なものについて申し上げます。

まず、1款市税のうち2目法人につきましては、12ページの説明欄、法人市民税でございます。今回、歳出

補正額に対しての特定財源の充当差につきまして、法人市民税増収見込みであるというようなことで、5,800万円余を充当させていただくものでございます。

次、14款国庫支出金のうち1目民生費につきましては、説明欄をごらんいただきますが、12ページの一番下に県負担金、同様のものがございますので、一緒にごらんいただきたいと思います。まず、自立支援給付費負担金につきましては、障害者福祉サービス給付費等の利用者増に伴う増額補正によるものでございます。国庫補助率が2分の1、県の負担率が4分の1というものでございます。その下の障害者医療費負担金につきましては、更生医療給付費の増額補正に対します2分の1の国庫負担金でございます。同様に、県につきましては4分の1の負担率ということになっております。

1つ飛びまして、2目民生費でございますが、子育て世帯臨時福祉給付費補助金459万円につきましては、児童手当等の支給を受けております中学生以下の子がいる世帯に対しまして、1人1万円を支給する給付金でございますけれども、給付見込み人数が当初見込みより増となったため、補助金の増額をお願いするものでございます。

その下、教育費国庫補助金でございますが、森林・林業再生基盤づくり交付金、小中ごとに37万5,000円でございますけれども、片丘小学校、丘中学校にそれぞれペレットストーブ1台を配備するための国からの交付金でございます。補助率は2分の1という状況でございます。

続きまして13ページ、14ページをお願いいたします。15款県支出金のうち4目農林水産業費県補助金でございます。14ページの説明欄のところに強い農業づくり交付金5,000万円の減額がございます。当初予定をしておりましたJA塩尻市の奈良井ライスセンターが行います乾燥調整設備2基等の設備費の補助金でございますけれども、トンネル補助であります。当初、国・県等と調整は進めていたわけですが、大雪等による全国的な農業被害がございまして、今年度の交付についての内示はいただけなかったということで全額減額するものでございます。

次に、6目土木費県補助金の長野県有料道路通行料金負担軽減事業助成金53万6,000円につきましては、次の16ページの土木費の雑入134万円と関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。県が導入をいたしました長野県有料道路通行料金負担軽減事業、これにこの1月から参加することに伴いまして、歳出予算で通行券購入費の補正をお願いしております。仕組みといたしましては、新和田、三才山、平井寺トンネル、これを通勤等で利用される市内の利用者、30人を想定をいたしまして、この割引回数券を市が8割の金額で購入をいたします。この購入費が、歳出に計上いたしました214万4,000円でございます。歳入といたしましては、この通行券の2割を県が負担をするということとしておりまして、これが14ページの軽減事業助成金でございます。そして、利用者につきましては、5割の金額で購入をしてもらうということで、これが雑入の134万円ということでございます。したがって、市の持ち出しにつきましては1割ということで26万8,000円という状況でございます。

13、14ページに戻っていただきます。16款財産収入、市有地売払収入につきましては、旧渋沢団地跡地の処分による売払収入でございます。9月議会でも、財産処分につきまして議決をいただきました内容のとおりでございます。

17款寄付金につきましては、先ほども歳出のほうで説明をさせていただきました、ふるさと寄附金のメニュー

一の中で市政全般分、これに係る金額を総務費寄付金として歳入計上いたしまして、同額を歳出で基金に積み立てるとのことでございます。したがって、寄付金157万5,000円は歳出額と同額となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。20款諸収入の雑入でございますが、前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金につきましては、平成25年度の施設組合の決算に伴います負担金の精算による返還金でございます。

最後に、21款市債につきましては、塩尻分団第4部詰所設計委託料の102万6,000円の歳入計上がございましたが、これに充当いたします緊急防災減災事業債でございます。

次に、戻っていただきまして5ページをお願いいたします。5ページ第2表、債務負担行為補正につきましては、ふれあいセンター広丘の指定管理、それと保育園5園の給食調理業務委託につきまして、それぞれの限度額、期間を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページ、7ページ、第3表、地方債補正につきましては、先ほど申し上げました消防詰所の設計委託料にかかわる起債につきまして、その限度額を増額し変更するものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

○柴田博委員 40ページの消防施設整備費の設計委託料のところですけど、これはたしか火災になったときに燃えた建物は、市の持ち物ではなかったというふうに聞いた覚えがあるんですが、今回は再整備は市のほうでやるという、そういうことなんでしょうか。

○消防防災課長 はい。委員さんおっしゃられましたように当初説明をさせていただきましたけど、火災にあった土地建物の所有は上西条林野利用農業協同組合の所有で、それで火災の共済にも入っていたんですけど、今度そういうことで焼損してしましまして、簡単に経過、説明をさせていただきますけど、当初地元でも同じ場所での建てかえを予定しておりました。で、建てかえればよかったんですけど、建ぺい率の問題で法的、今の法と昔の法とやはり建ぺい率が違うものですから、今の法に照らして建ぺい率、今の建ぺい率、当初のあったままの建て方だと建てられないということで、急遽ですね、土地を探さなければならないというようなことになりました。区のほうで土地を探してですね、建てる場合については、今の建てかえを進めているところもそうなんですけど、土地については区で出してくださいというような条件でやっております。結局ですね、そのまま建てれば自分たちで共済金を利用して建てるというやり方もあったんですけど、そういうことで土地を区のほうで購入するというようなこと等になりましたね、その共済金からですね、土地の取得費、そして土地の整地、旧詰所の解体等々を引くとですね、建てるだけのお金は残らないというような中で、市で何とかしてくれないかということもあって、今度は市で建てて市で管理していくということになったわけでございます。

○柴田博委員 そうすると、その場合、区の持ち物の土地の上に市の建物を建てて、土地代は年幾らという形で支払うという形になるわけですか。

○消防防災課長 今建てかえしているほかの詰所もそうなんですけど、土地については無償と言いますかね、そういう形でやっておるということでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 済みません。特にページは指定しなくて、ちょっとお聞きしたいんですが、最近ですね、道路賠償

保険の対応の事故処理が大分あるわけですが、報告案件、今度は議決案件もあるわけですが、やっぱりこれは問題だと思うんですね、これだけ上がってくるということは。それは、どこに原因があるかというようなこと。そうすれば、大体舗装がということになるもので、それは答えていただかなくても結構だと思うんですが、やはり市のイメージダウンにつながることは間違いないと思うんですね。それで、私どもも道路を車で走行していると、大分、今、舗装が下がってですね、マンホールが飛び出てるようなところが、まだ補修をしていただけないと。こっちから建設課のほうへお願いしてもですね、なかなかお金がないというようなことが返ってくるわけでございますし、そして、下水道との関連の場合はやっぱり建設がやるとか、下水道がやるとか、いろいろの決めはあるんですが、その予算が確保されてないというようなことがあるわけでございますね、これをこのまま放っておくと、また大きな事故につながって可能性はあるし、何やってるだいていうふうなことで市民の皆さんからのお叱りも間違いなくあると思うんですね。そこで、私は副市長さんにお聞きしたいんですけども、やはり原因は予算のですね、維持管理費の予算が少ないんじゃないかというふうに思うんですが、どんなふうに思われてるのでしょうか。それと、27年度に向けてですね、やっぱりこういう予算っていうのは余計につけてかないと、やっぱり重大な事故につながる可能性があるし、そして、大体舗装のですね、下水道の管が埋まっているところ、下がる場所はいつも決まっているんですね。それでまたパッチをしても、1年もしないうちにまた下がってしまうというようなあれもあるものですから、そういうようなこともやっぱり対処してかなきゃいけないと思うものですから、いくらお金が厳しい時代とは言ってもですね。そこら辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○副市長 毎年ですね、道路維持改修事業につきましては計画を立てましてですね、御承知いただいていると思いますけれども、道路の調査をいたしまして、それに基づいて緊急度の高いところから改修してるというようなことを行っております。ただ、雪が降ったりですね、それから凍上が多かったり、御指摘いただいておりますとおり道路の損傷の箇所が近年多くなっていることは事実でございますので、私どもとしまして、それなりの予算措置はしてるつもりでございます。ただ、それが十分かどうかと言われればですね、決して十分ではないというふうに思っていますけれども、いずれにせよ、ほかの事業もございまして、そういうところをですね、できるだけ速やかに見つけてですね、対応をしていくというようなこともとっております。経済建設委員会でも御指摘をいただきましてですね、その監視等について特に建設業組合にですね、お願いをし、委託をしまして、道路パトロールを強化しておりますし、職員もですね、通勤のたびに気がついたところについては担当課へ通知をしてやるようなシステムをつくっているところでございます。そんなような対応をしていて、これだけ出てきてるということでございます。一方では、誤解があるといけませんけれども、近年多いのはですね、やっぱり車の修理へ持って行くとですね、市の道路で損傷を受けたんだったら市で賠償してくれるよと。それは当たり前なことなんですけど、当たり前なことなんですけども、昔はそういうことがあんまりなくてですね、これは自分の責任だということとやっていたものが、そういう皆さんが正当な手続きをしていただいて請求をしていただくという事例もふえてきたようなことも聞いておりますんで、その点も加味しまして、こんな状態でございます。いずれにせよ、いい状態ではございませんので、できるだけ御指摘のように、十分ではないかもしれませんが、対応はしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長 ぜひよろしく願いいたします。

○中原輝明委員 いろいろ今話聞いてりゃ、いいような、悪いような、どの人もしゃべる人は、今だけ過ぎりゃいいようなしゃべり方だが、まずは自信を持ってもらいたいし、その瞬間が過ぎりゃ、後はそっちへ出てきやそれで終わりだと、こういう気であるような気がしてならないんだ。もう少し、そう言うけれどもあれだわな、副市長、もう少しねじを巻いてやらないと、これ、マンネリ化しちゃうって、職員はここだけで答弁、副市長やってくれたで、まあこれで一難過ぎたと。次は、またへえ忘れちゃう。それで、道路パトロールがいいとか悪いとか、前のほうがよかった。今はパトロールは、俺、見たことないわ。小曾部にはほとんど来ないよ。昔は、毎日に来ては問題になっちゃっていけねがね、1週間ほどはとにかく見えない、全然。これはどういうこと。どこへ、どんなパトロール。前のね、職員がやってたときのほうがよかったわ。真面目。それで、後のやつは来ないわ、全然。聞いてみましょ、パトロールは何やってるか、知ってるで。それをもう少し徹底してほしいな。これ、本当の話だよ。そうすると、さっきのマンホールの問題もピシャッとできるだ。報告ができたり、そこで自分たちがこうやって直接言うこともあったらろうし、いろいろあると思うが。これはね、前より全然だめ。

それとね、こんなところで言っていることか、後の問題で出てくるわ。職員が事故しても何でも、ただここで過ぎちまやいいような気がして、最近何となく、非常に多い。これをどうするの。特に相手方の名前だの、こっち方の名前。それで、職員が、俺の昔の50年も前の話は、例えば俺が事故した場合は、必ず上司に連れられて頭下げただよ。済みません、以後こういうことはしませんって。本当だよ、お笑いぐさじゃなくて。50年はいたで、前に。そういう真面目っていうかね、それで処罰も受けて、給料上がるじゃなくて、進級停止するか、罰があれば進級、係長もできないと、こういうものがついてただ、ペタンとペナルティーが。そのくらい厳しいときだった、俺たちのときは。今は何にもないじゃん。相手方の名前が出るっきりで、こっちの名前は全然出てこないわ。こっちの名前出したら、ペナルティーをちゃんと取りましょ、70万も出す事故したようなやつは。そうじゃないと、これは職員はマンネリ化しちゃうよ。

それと、この間見たら、226かい、の自動車はドアがペしゃんこになってるが、ああいうのに乗って歩いているわ。226か、ちょっとわからないがその辺だ、22何とか。そういうことはあれだわな、気をつけてもらわなきゃいけねし、それと同時に、俺もそうだけでも、うちで屋根下へ入れておくと霜もつかないが、霜がついたまま、このくらいなところで職員がこうやってる。そんな職員は事故起こすわな。それで運転してここへ入ってきてるだ。笑いぐさじゃない。こんなあけて、それでこうやって、こんな事故起きるに決まってるじゃん。こんな中で事故起こすなんて、とんでもない話だよ。確認はできないが。これは誰が、百瀬部長のどこか、危機管理だで。

○総務部長 職員の交通事故に関して、今回、報告案件また損害賠償の案件、大変多くて申しわけないということでございます。職員の処分につきましてはですね、職員の懲罰委員会を定期的に開催しておりますので、その中で処分を検討させていただいております。これは、当然その事故の態様によってですね、口頭注意以下、以下っていうか以上、それぞれの段階に応じてですね、初回であるのか、2回目であるのか、また人身であるのかということも含めましてですね、その検討内容にしております。結果といたしましては、当然、上司を通じての部分もございますし、副市長さんを通じての部分も、書面交付のものもございます。また、事故を起こした際もですね、従来と同じく、担当者としてですね、担当者と言いますか、直接の職員と上司と一緒に、現在私のところにも来て経過報告等していただいておりますので、そういった流れは、昔と変わりません。ただ、今言ったとおりに、

不注意によりましてですね、事故等が多いという状況はいかんせん内部の徹底が不十分なのかなということでございまして、先般のときにもお話しさせていただきましたけれども、ちょうどこの12月定例会の開会日の前日でしたが、職員の交通マナー、安全研修をやらせていただいて、この12月の冬の交通安全運動に備えて、またこれから冬、降雪の時期、時間にゆとりを持ってですね、通勤してほしい旨それぞれの職場を通じて話しております。何分の御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○中原輝明委員 よくわかったけどさ、それでそれじゃ、名前を出しちゃいけないっていうルールはあるわけ。条例か何かにくたってあるかい。ないとしたら、出しましょ。出せば、その職員は常感じて、これから事故のないようにやるようになると思う。それはできないの。昔は出したよ。50年前の話だでな。そうじゃなきゃわからない。わかりゃ、その職員はもう本当にあれだわ、静かになっちゃって、時に考えるだけ。名前出りゃ困るで、それじゃみんなで気をつけなきゃいけないじゃないかって。名前出した人が悪いじゃなくて。そういう言い方は、1つの方法じゃないの。今のままじゃ絶対直らん。これは絶対出さないって言やあ、これ以上俺は言わないが。それだけの管理ができるって言や、職員管理ができて、そんなものは出さなんでも、これからは一切出さないようにやりますと言い切ったら、はい、そうでございますかって俺は下がる。

○副市長 御指摘いただいておりますとおり、確かに事故は多くてですね、大変申しわけないと思っております。きちんと職員管理を徹底をさせてやりますんで、これからはそういうことがないようにいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 20ページの一番下の戸別受信機の関係ですけれども、当初25件予定してたけど、また10件分補正でということなんですけど、設置の傾向というのはどういう感じなんでしょうか。例えば、聞き取りづらいところに市の補助で設置しているのか、それとも普通の一般家庭で半額補助で設置される方が多くなってきているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○消防防災課長 今、申請が上がってるものにつきましては、要綱上10分の10の補助、難聴エリア、もう聞こえないというところでございます。

○柴田博委員 もう設置されて何年にもなって、今ごろにやっぱりそういうところがまだ出てくるというのは、どういうことですかね。

○消防防災課長 私どももですね、毎年、広報、ホームページまた区長さん方を通じ区長会等で、こういった聞こえないところがあったら補助しますよという制度の説明があつたんですけど、ことしこうやってふえてきたっていうことは、制度が浸透してきたということもあるんですが、それに加えて、やはり放送の回数がですね、ことし飛躍的にふえました。クマので。件数だけで言いますと、今現在と言いますかね、108件、12月9日までで108件。これが、25年度、ことしの3月までですと、年度で言いますと66回でありましたので、倍に迫る勢いで、それだけ放送の回数がふえたということで、やはり聞こえないんで何とかっていうような、そういう報告とか通報とかがあつたというふうに考えられます。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

この18ページの交通事故の補償金っていうのは、これはあれですか、保険に入っていて、その保険外でこれだけの支払いの40万でということですか。ちょっと説明をお願いします。

○安全・施設整備担当部長 これは、保険は後で。この事故の場合、公用車の場合はですね、1回市のほうから相手方のほうへ修理費を出した後に、保険会社のほうからは収入として後から入ってくるということで、原則、支払った金額に相当する部分が保険で補填されてきております。ただ、場合によってはですね、こっちが10割過失があったということで、特別な事情があって保険では全部賄えないというケースも1件ほどございますけれども、原則は保険で対応をさせていただいてはおります。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）について当委員会に付託された部分については、原案どおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、10分間休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時47分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第20号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第20号の説明をさせていただきますので、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。1ページですが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算を補正するものでございます。

それでは、中身についてですが、5、6ページをお願いいたします。11款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度の分でございますけれども、保険税の過年度還付金が本年度は当初予算の見込みより増額となるために、今後の支出見込みもあわせまして330万円増額させていただきたいというものでございます。

3目の償還金につきましては、前年度の特定健康診査、保健指導に対します国庫負担金の精算によります国庫への償還をするものが39万円の増額でございます。

4目の一般被保険者還付加算金につきましては、1目の保険税の還付金の増額に合わせまして還付加算金を増額をお願いするものでございます。

12款の予備費につきましては、歳出予算補正額を調整するために382万円を減額をするというものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、終了して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、請願・陳情のほうへ入らせていただきます。

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

○委員長 陳情が1件ございます。陳情12月第2号について審査をしたいと思います。事前に文書表が配付されておりますので朗読は省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の皆さん、質問、御意見ございましたらお願いいたします。

昨年も陳情を受けられている内容だと思いますが、昨年の扱いはどんなふうにしたか。

○議会事務局庶務係長 昨年の同件名に関します総務環境委員会の結果につきましては、趣旨採択ということで昨年は採決をしていただいておりますのでお願いいたします。

○委員長 皆さん、御意見ございましたらお願いします。

それでは、ないようですので討論を行いたいと思いますが、ありましたらお願いします。

○副委員長 昨年と同様、趣旨採択にしたかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 趣旨採択という御意見が出されましたが、皆さん、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情12月第2号最低制限価格の設定に関する陳情につきましては、趣旨採択としたいと思います。よろしいですか。以上、決定いたしました。

以上で、付託された案件については終了をいたします。市長部局から、総務部長、あるかね。

閉会中の継続審査申し出

○総務部長 閉会中の継続審査のお願いでございます。当委員会に属します協働企画部、市民環境事業部、また総務部ともですね、年度末を控えましてそれぞれ重要案件を抱えておりますので、ぜひとも閉会中の継続審査、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長 継続審査の申し出がありましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出たいと思います。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変慎重に御審議をいただきまして、全ての案件を原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。なお、審査の過程でいただいた御意見につきましては、今後の行政の執行に活かしてまいりたいというふうに思っております。どうも大変ありがとうございました。

○委員長 以上で、12月定例会総務環境委員会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後2時55分 閉会

平成26年12月15日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印